

平成18年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年9月8日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成18年9月19日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成18年9月19日 午後2時35分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出	

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	助 役	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教 育 長	池田 修	商工観光課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	中島 直宏
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	石橋 勇市
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	坂本 健二
	教育次長		市民税務課長(支所)	
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	井上 嘉徳
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長		建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)		下水道課長	
	保健環境課長(本庁)	山口 久義	水道課長	角 勝義
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記	飯田 邦芳
	書記	太田 長寿		

# 平成18年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年9月19日（火）

本会議第5日目

午前10時 開議

## 日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
16	山田伊佐男	1. 監視カメラ設置の問題について 2. 市道の改良について 3. 観光施設の整備等について 4. 障がい者自立支援について
17	西村信夫	1. 新市施策の具現化について 2. 給食費未納について
18	小田寛之	1. 市内の公園について 2. 西九州新幹線について 3. 学校施設について
19	大島恒典	1. 茶業研修センターについて 2. 指定農道 下宿 - 内野線について 3. 消防水利について

午前10時 開議

議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。傍聴者の皆様方には早朝より大変御苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。20番山田伊佐男議員の発言を許します。

20番（山田伊佐男君）

おはようございます。20番山田でございます。傍聴者の皆様におかれましては、早朝から大変御苦労さまでございます。また、台風13号によって被害を受けられた方々に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

今回、私は、防犯を目的とした監視カメラの設置の問題、2点目に市道の改良について、3点目に観光施設の整備等について、そして4点目に障害者の自立支援についてお伺いをいたします。月額報酬は全国で一番最低の嬉野市議会議員の一人として、その報酬と比例しないように、精いっぱい質問をいたしたいというふうに思います。

アメリカがイラクの大量破壊兵器保有を大きな理由として攻撃したことが、今、アメリカ上院を中心として誤りであったことが報告され、疑問の声が高まっています。しかし、ブッシュ大統領がイラク攻撃を決定したとき、果たして何人の上院議員が反対をしたのか、監視カメラの設置問題と私は頭の中で若干ダブリながら質問をいたすところでございます。

6月議会において、セキュリティを高める外部からの圧力を阻止する目的として、本所へ11台、支所へ7台、予算にして5,000千円の予算措置をし、カメラ設置の提案がございました。残念ながら採択されました。

私は、議会が具体的政策の最終決定の場であることを踏まえつつ、また、カメラ設置が市民のプライバシーの侵害に当たること、さらに子供たちを不審者から守らなければならない学校現場でさえ設置されていないことを理由として、反対をいたしました。6月議会終了後も私なりに調査をいたしましたが、納得のいく結論が私自身、見出すことができず、再度質問をいたすところであります。

多くの自治体を調査いたしました。設置の目的が防犯であることは間違いございません。しかし、本市と大きく違うのが防犯対策区域であります。事例を挙げますと、駐車場内のトラブル防止のために市役所の駐車場への設置であったり、あるいは情報プラザ内の情報セキュリティ対策であったり、園児あるいは児童の安全確保で保育園、学校への設置であったりとさまざまでありました。本市のように、窓口カウンターへの設置は全国でも珍しい設置区域で、東大合格より難関だと思ったところであります。したがって、再度その設置の目的を明確にしていきたいと思います。また、九州の各自治体のカメラの設置状況を明らかにしていきたいと思います。

6月議会で設置が決定をいたしました。防犯監視カメラを設置した多くの自治体が苦悩

したのは、プライバシー権と肖像権への慎重な対応と対策であったと言えます。しかし、当市の場合は、市民のプライバシー権、肖像権を無視し、職員を守るという視点のみで提案がなされました。その証拠として、いまだ市報に防犯監視カメラを市役所に設置するゆえの掲載さえありません。よって、設置の見直しも含め再度検討を求めるものであります。

次に、一般質問にそぐわないと思いつつ、市道の改良についてお伺いをいたします。これから質問する部分につきましては、何人かの議員も地元の方からお聞きされていると思えますけれども、私が質問することに御理解をいただきたいと思えます。

市内多くの行政区から市道改良の要望が強いわけであります。特に今回取り上げました不動山地区の丹生川線、中不動俵坂線、そして俵坂線は、平成11年、そして平成14年と過去に私、取り上げてまいりました。この三つの市道は、丹生川、俵坂区民の生活道路として大きな役割を果たすと同時に、昨今では観光面でも重要な道路であります。御存じのとおり、一部改良後、放置をされており、地区民の改良を求める声は日々高まっています。よって、今後の計画を明確にしていきたいと思えます。

次に、観光施設の整備等についてお伺いをいたします。

観光立市の嬉野として、観光施策が重要な課題であることは言うまでもありません。合併を機に、古湯温泉の再生はスタートを切りました。ソフト面では、ボランティアガイドの育成もスタートいたしました。担当課の努力に敬意を表す次第であります。既存の観光施設に付加価値をつけることによって、観光客誘致に大きく寄与できるものと確信をいたすところであります。幸い、本市には、嬉野を知る上で欠かすことのできない重要な史跡文化財が数多く点在をしています。その一つが、嬉野のシンボルであり国の天然記念物の大茶樹であります。また、長崎街道として佐賀・大村両藩の藩境の要所であった関所跡もその一つであります。過去、私も含めて数人の議員から整備を求める提案がなされてきましたが、一向に整備の気配が見えません。したがって、3月議会に引き続き再度今後の計画を求めるものです。

また、歴史的価値の高い不動山窯跡についても、今後観光資源として活用することによって観光客にアピールできると考えますが、その計画はないのかお伺いをいたします。

最後に、4点目の障害者自立支援についてお伺いをいたします。

「当事者の声に耳を傾けて」の声を無視し、本年4月に障害者自立支援法が施行され5カ月が経過をいたしました。サービスの一元化や国の負担義務化を図った点に評価がある一方

で、費用負担に疑問の声が上がるなど障害者の自立を阻害する法律であるとの声が高まっているところでございます。問題は、受益者の負担の増加であり、そのため法には就労支援の強化がうたわれています。しかし、障害者の収入は、授産施設での月額平均収入は身体障害者で20千円前後、精神障害者で10千円前後、知的障害者でも10千円前後とされています。極めて少ない収入であります。多くの障害者が月額60千円から80千円の障害基礎年金に収入の大部分を頼っておられ、負担増による影響は極めて大きいと言えます。

6月議会でも触れましたが、就労支援についても一向に前進しない現状にあります。収入が安定してふえるという道筋が見えない状況の中で、自己負担だけが先行をしています。働く場所や収入源のない障害者がどうすればいいのか、本人を含め家族の方の不安は高まっています。本来ならば、障害者も働いて健常者並みの賃金をいただいて、年金もかけ、そして自立した生活を営むことが理想であります。しかし、実際にどれだけの障害者が安定した職場で就労し、十分に生活できる収入を得られるでしょうか。

自立支援法は、障害者が地域社会で自立した生活を営めるよう支援するのが目的であります。その趣旨に私自身、反対はいたしません。しかし、結果として障害者の社会参加拡大に逆行するものと言わざるを得ません。よって、今回2点についてお伺いをいたします。

1点目に、具体的に障害種別に負担増の実態を明らかにしていただきたい。

次に、今回の支援法施行により応益負担、いわゆる定率負担が導入されました。そのことにより障害者の生活を直撃しています。自立支援法施行以降、施設からの退所、作業所への通所断念、あるいは通所回数を減らすとか、また、ホームヘルプサービスの利用手控え等の現象が起り、生活水準の低下を引き起こしています。また、障害者施設は、報酬単価の引き下げや日払い化によって、運営の継続が困難な状況に追い込まれています。さらに、御存じのとおり10月からは新サービス体系への移行や、新たな障害程度区分に基づいて支給決定など障害者への影響は深刻さを増すばかりであります。世界で初めて障害者から利用負担金を取る制度であり、見直しを求める声は高まっています。

そのような中で、各自治体では、まさに政治の原点である弱い立場にある人々に政治の光を当てようと自治体独自の負担軽減策が講じられていますし、また講じられようとしています。本市においても導入をすべきと考えますが、市長の決断を求めます。

以上、4点について御答弁をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。傍聴の皆様におかれましては、早朝からの御来臨に心から敬意を表したいと思います。また、今回の台風によりまして被害を受けられました市民の皆さん方に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、20番山田伊佐男議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては大きく4点でございます。1点目が監視カメラの設置の問題についてということでございます。2点目が市道の改良について、3点目が観光施設の整備等について、4点目が障害者自立支援についてということでございます。

まず、1点目についてお答え申し上げます。

行政施設内の防犯カメラの設置につきましては、防犯対策などを目的として導入を行います。また、さまざまなトラブルに発展するおそれがあるものに対処するための対応として、計画をしておるところでございます。先日も施設内でトラブルが発生いたしまして、関係機関へ連絡をいたしまして緊急に対応しておるところでございますが、さまざまな問題から平穏な状況で施設の適切な利用と運用を確保してまいりたいと考えておるところでございます。

現在、防犯カメラの設置の進めをおるところでございます。使用につきましては、非常時または必要な場合に稼働させることを予定いたしております。九州管内でも設置しているところはまだ少ないと考えております。しかしながら、私は今後は進んでいくものと予想しております。

さきにお話をいたしました最近の嬉野市施設内での事例につきましては、子供たちが利用する施設内での出来事でございます。今回の設置につきましても施設設置に取り上げ、設置を進め、安全策を立ててまいりたいと考えておるところでございます。見直しについては考えておりません。設置をし、安全確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2点目の市道の改良についてお答え申し上げます。

今回、対話集会を不動地区で開催いたしました。不動地区で整備の要望がありましたのは、県道の整備と県道の歩道整備が多く出されましたので、引き続き関係機関へ要望してまいります。また、上不動地区におきましては、イノシシによる市道や農道の陥没についての対策の要望が出されております。御質問の3路線につきましては、年度を追って整備を行ってま

いったところでございます。今後も全体的な市道の整備予算の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の観光施設の整備等についてお答え申し上げます。

大茶樹周辺整備、関所跡の整備につきましては、3月議会でのお尋ねにお答えをしたとおりでございます。答弁以降は取り立てて対応はできておらないところでございます。補助事業などを検討できればと希望いたしますが、現状では単独での対応となりますので、財政との検討になると考えておるところでございます。できれば整備について希望してまいりたいと思っております。

次に、不動山の窯跡についての御意見でございますが、現在は調査後、埋め戻して保存している状態でございます。国指定の窯跡になっております。今回、西九州地区の古窯群を世界遺産に指定するための運動組織が立ち上がりました。私も発起人として運動を開始したところでございます。嬉野市が加盟いたしました理由は、御意見の不動山の窯跡を持っているからでございます。大切に保存しなければならないと考えております。整備につきましては相当の費用がかかりますので、慎重に対応していきたいと考えておるところでございます。

次、4点目の障害者自立支援についてお答え申し上げます。

本年4月以降、障害者自立支援法施行により、利用率の1割と食費、光熱費の実費分を利用された方が御負担していただくことになりました。ただし、所得などに応じて利用される方の負担の上限を設定されているところでございます。また、各種の減免措置もございますが、一般的なところでは、施設御入所の方で15千円から30千円の負担増になっております。授産施設通所で月額7千円から15千円、居宅のホームヘルプサービス料では月額1,500円程度の負担増になっておるところでございます。

障害ごとの負担の増加状況をとのことですが、すべて1割増になっているのではと考えております。必要でございましたら、担当から詳細について申し上げたいと思います。

独自軽減策の導入についてということでお答え申し上げます。

今回の制度の変更に、軽減策により負担感が薄らいでいらっしゃる方や、より負担感を感じておられる方がいらっしゃるの承知をいたしているところでございます。軽減策の対象の方につきましては、御相談を受けて手続をとっていただいております。

議員御発言のように、自治体によっては独自の施策もとっておられます。私も大分県がとりました支援制度について情報を集めて検討いたしました。現在、障害者自立支援につつま



しては、広域圏での取り組みを検討いたしております。市町村審査会などは既に広域で実施しておりますので、独自の支援策につきましても広域で取り組めたら地域間格差も出にくくなるのではないかと考えているところでございます。軽減策につきましても、できれば周辺市町と連携して行えればと考えているところでございます。

以上で山田伊佐男議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきたいと思えます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

答弁をいただきましたけれども、再質問をいたしたいと思えます。

監視カメラの件でございます。防犯対策、トラブルへの対処ということの設置目的であると思うんです。しかし、果たして5,000千円の予算を投入して、本庁に11台、そして支所に7台の監視カメラを設置して、そして目的とする安全確保というものができるといふふうに市長はお考えですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

安全確保の方法はさまざまあるといふふうに考えておりますけれども、やはり安全に対する対価というものは支払っていかねばいけない時代が来たといふふうに考えておまして、この予算につきましては適切なものであるといふふうに判断をしているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

安全と安心とどう違うかという、安全というのはやっぱり危なくないことだろうと思うんです。危なくないために監視カメラを設置すると、防犯カメラを設置すると言われていますけれども、例えばコンビニエンスストアなんか、万引き防止も一つですけど、防犯カメラが設置をされております。そこで、コンビニエンスストアの従業員は、確かに安心して不安が

なくて仕事はできるんですよ。しかし、私は安全ではないというふうに思っています。

よく考えてみてください。犯人は監視カメラがあっても、変装して、そして自分とわからないようにして窃盗を起こすわけですよ。確かに検挙率は高いでしょう。しかし、私は、防犯カメラをつけたからといって、そこに働く人は確かに不安なくて仕事できるかもわかりませんけれども、やっぱり安全ではないということだと思えるんですよ。そういうところに、いわゆる5,000千円かけることは、私は大きな出費だというふうに思っているわけです。そこら辺について、本所に11台もの監視カメラをつけなきゃいけないのかどうか、再度お答えをいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

適切な安全対策を施設内で確保するということにつきましては、さまざまな見方があるわけでございますけれども、やはり防犯対策というものは全域で、全施設内でできれば一番いいわけでございますけれども、最低限、この施設内での安全確保を優先すべきだという場所を設定いたしまして設置をしていくということでございます。ですから、その11台が万全であるかどうかということは別にいたしましても、まずそこからスタートをしておるということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

当初の目的が、いわゆる職員を守るための防犯カメラだということになっとるわけですよ。職員を守るためには条例があるんですよ。総務部長、職員を守るために先般提案された条例がありますよね。それはどういう条例ですか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

守ると申します コンプライアンス条例もございまして、当然いろいろな情報をむやみ

に提供しなくてはいけないということもありますので、そういう形をまず基本に業務を遂行しております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

じゃあ、嬉野市法令にのっとった公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例というものができとるわけですよ。これは外圧に対してどうしなくてはならないかということが、対策委員会もつくるようになっていきます。私から見れば、これが一つの職員を守る条例やないかと。外圧が来たら職員の責務、あるいは管理監督者の責務とかあるわけでしょう。そこら辺を、この条例をきちっと適用すれば、私は監視カメラとか必要ではないんじゃないかというふうに思うわけです。今日までも何回かいろんな弱い苦情、強い苦情があったと思うんです。これにのっってやっぱり対処してきたわけでしょう、されてきたんですよ。それじゃだめだったんですか。

議長（山口 要君）

答弁どっちですか。（「市長でもいいです」と呼ぶ者あり）市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私どもは常日ごろ、そのようなことには十分対応しておるという自負はございます。しかしながら、今回この防犯カメラを設置することによって、それをサポートするといいますか、徹底していく効力があるというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

やっぱり強い苦情というのは、何かそこに要因があったはずなんです。例えば、法的に問題がなかったのか、あるいは逸脱した行為の中で役場の業務が行われていたとか、こういうのが当初あったからこそ、やっぱりこういう大きな問題に発展しているのではないかと。いうふうに、私は嬉野の町民ですからようわかりませんが、推測をいたすところですよ。その初期的な対応というものに誠意がなかったのではないかと、このように私は思っておる

ところです。

今回カメラを設置することによって、さらに混乱を招くことになるのではないかというふうに私は危惧をいたすところです。いまだ、最低しなくてはならない準備が本市においてはされていないんですよ、後で触れますけどね。

で、各自治体の設置状況です。市長の答弁では今のところ余り多くないと。しかし、今後ふえるだろうというような状況です。九州内の自治体の状況を私も調査しました。御存じのとおり、玄海町は原子力発電所があって、いろんなトラブルがあるかもわからないということで、防犯カメラが役場庁舎内に設置をされています。しかし、これについてはもう稼働がなされておりません。2年ぐらいで終わったそうなんです。もう一つは熊本市役所。ここは、駐車場の防犯と閉庁後から開庁までの防犯対策ということで、庁舎外を防犯カメラが照らすようになっています。

全国の自治体の中から何点か申しますと、うちとは若干違うんですけども、例えば兵庫県なんかについては、商店街とか、そういうところに設置をするというふうになっとるわけです。それを、例えば自治体が商店街に補助をするとかこういう仕組みですし、板橋区についても商店街などの設置ですよ、それに補助金を出すとかですね。富山県については、富山市の本通りに防犯カメラを設置するというので、ここについては犯罪とかそういうのが本通りで何回か起きたという理由のようです。福岡県三橋町、これは柳川駅の近くなんですけども、ここは自転車あるいはバイクが柳川駅の駐車場から盗まれるということで、それを設置目的として防犯カメラが設置されています。それと、神戸なんかについても、犯罪の多い道路上に防犯カメラを設置する、このようになっています。静岡県なんかは庁舎、公園などに防犯カメラということであります。

私が言いたいのは、結論を申し上げますと、ほかの自治体は子供たち、市民を守るための防犯監視カメラなんです。しかし、本市だけが職員を守るための監視カメラというふうになっとるわけですよ。

もう一つ、話は次に移りますが、例えば先ほど言いました市民のプライバシーの侵害にならないかという問題でございます。各部長に挙手でいいですけども、手を挙げてほしいんですけども、市民の肖像権とプライバシー権を御存じの方、挙手をお願いします。よかったら。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

総務部長に、肖像権とプライバシー権を御存じだったらお答えをいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

確かに、肖像権、プライバシー権は、その内容まで詳しく一言一句存じ上げてはおりませんけれども、確かに制定されて、その件でいろいろ問題を起こしているケースは知っております。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

肖像権とプライバシーの件でございますけれども、それなりに法整備をいたしまして、条例整備をいたしまして、例えば個人情報保護条例関係含めて整備をいたしておりますけれども、具体的な詳細については私も把握はいたしておりません。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

ここが、今地方自治体が防犯カメラ、監視カメラをつけるに当たって苦悩をしているところなんですよ。

私もこれは調べましたけど、肖像権とは、映された映像を許可なく公表、利用することを拒む権利、これは市民が持っているわけなんですよ。プライバシー権は、私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利であると。その侵害に対しては侵害行為の差しどめ

もできると。そしてまた、その侵害も損害賠償の対象となるというふうになっとるわけですよ。

以上述べましたけれども、肖像権あるいはプライバシー権を侵害してまでも、やっぱり市長は設置されますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

侵害するという気は毛頭ございません。ただ、議員御承知のように、そういう中であっても施設管理の最高責任者といたしましては、施設を安全に利用していただくということを守る権利、義務があるわけでございますので、そういうふうなことで判断をいたしております。

また、肖像権ということでございますが、映像等の利用等につきましては、まず利用する場合は御本人の承諾をいただくというのが大原則でございます。ですから、稼働する場合にも緊急の際に稼働するわけでございますが、まず、そのようなことを了解して稼働させるということだと思います。後日稼働する場合がございますね。そしてまた、緊急やむを得ずということについては認められると私は考えておりますので、その範疇に入っているというふうに判断をしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

私が申し上げたいのは、6月議会で提案がされたときに、そういうものは全く考えられずに、職員を守るという保身だけでもって提案されたんですよ。私自身も、あれから3カ月たちました。本屋さんとかでも、プライバシーの問題、立ち読みもしました。しかし、やっぱりここは慎重にしないといけない、そういう思いで今回質問をいたしているところなんです。例えば、その稼働については常時じゃないわけですよ。常時じゃないから市民にそれを徹底する必要がないというふうに判断をされているんですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

原則といたしましては、やはり防犯カメラを設置した場合には防犯カメラを設置してあるというお知らせが必要でございますので、施設内には行うようにいたしております。そういうことで、御利用される方につきましては御理解をいただきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

私が言っているのは、なぜ6月議会でそういう部分の説明がなかったのかですよ。要するに、監視カメラを設置しますとか、庁舎の入り口に張りますよとか、こういうのは全く言われていないですよ。

そして、もう一つ聞きますけど、例えばカメラがとらえた映像を警察が犯罪事件の捜査のためにその映像の提供を求めた場合どうされますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

関係先が映像提供を求められて、私自身が施設管理の責任者として必要であるということであるならば提供するということになると思います。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

それは余りにも問題がありますよ。先ほど言いましたように、肖像権とプライバシー権を持つとるわけですよ。それを薄めると言うたらいかんけれども、徹底するためにやっぱり何かの準備が必要なんですよ。

一つ申し上げますと、例えばよその自治体では、警察に提供するに当たってはこうこうこういうふうにしますというのはちゃんと決めてあるわけですよ。プライバシー権の侵害、

いろいろ今議論があるわけですが、平成15年に判決が出ております。これは調べましたら、早稲田大学プライバシー事件ということで、市長なんか御存じだと思います。中国の江沢民、その当時の国家主席が早稲田大学に来て講演をしたと。そのときに、参加した学生の名簿、学籍番号、住所、氏名、年齢、電話番号、これが警視庁に大学側から提出をされていたわけですよ。これは7年10カ月前の話です。この問題をめぐって裁判があったわけですね。それで、判決は大学側のプライバシー権の侵害だという判決が下っています。

肖像権についても、御存じのとおり、ある有名な女優が雑誌社に写真を撮られて、その撮った人が許可なしに提供していたということで、肖像権の侵害ということで、たしか10,000千円の損害賠償やったですよ、こういう問題があるがゆえに、もう少し慎重にしてほしいということを私は述べたいわけですよ。

今、嬉野市が監視カメラを設置したら、プライバシー権の侵害ということで、これは裁判、訴訟する人はいないかもわかりませんが、これは絶対負けますよ、はっきり言って。で、どうするかという問題です。この5,000千円使って監視カメラを設置して果たして、これが何年間利用されるかわかりません。先ほど安心・安全という問題も申し上げました。私はこれはもう一回見直すべきだというふうに思います。じゃあ、12月でマイナス補正予算するか。いやあ、それはできんばい、もう議会でも採決をされとるからと言われるかもわかりませんが、過去にあるところの舗装問題で、200何万円でしたか、提案されたものがマイナス補正でそういうこともやっておられるじゃないですか。もう一回見直しをしてほしいと思いますけど、いかがですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言の関係機関への提出につきましては、いろんな状況があるわけございまして、現在までもいろんなことがございますけれども、慎重な上にも慎重に対応をしまいったところでございます。

そういうことで、そこら辺については、私どもも今回設置するにつきましては、まず市民の皆さん方のプライバシーを守っていくというのが私の責務でございますので、そこに視点を置いて判断していくということで今回考えておるところでございますので、御理解いただ



きたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

市民のプライバシーに気遣ってと言われてはいますが、現実ですね、もうつけられたら何もそういうのは　そしたら、市民のプライバシーを守るために何を準備されていますか。必要なものをうちは準備していないじゃないですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今現在、予算をお願いしたところでございますので、これから実際作業に入っていくわけでございますが、稼働前には規則の制定というものをちゃんといたしまして、そこで私どもの責務というものをしっかりやってまいりたいと考えて、今準備をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

非常に今回のカメラ設置ではおもしろい現象なんですよね。通常は、設置目的がこのようにしてカメラを設置しますと。そして、市民のプライバシー、肖像権はこうやって守りますと、いわゆる規則なんだろうけれども、私は条例でなぜ提案をしなかったのかというのが疑問なんですよ。それを通した議会というのも、私どもも悪いと思いますよ。やっぱり条例なり、それなりに設置の目的とか、あるいは運用基準とか、適正な苦情処理、それについてはどう対応するかとかですね。あるいは罰則、そういうもの、あるいは市民から映像の公開を求められたら、どういう形で公開をするとか、こういう問題が全く触れられずに設置をしようとしたわけですね。私は、総務部長にもそれなりに何回か会って話をしたこともあります。で、そういうやり方が市民を無視したやり方だと私は思っています。

そしたら、市長にお伺いしますけれども、あの6月議会でこのカメラ設置の提案をされたときに、肖像権とかプライバシー権とか、そういう問題は考えられていましたか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このカメラ設置の前提につきましては、いわゆる防犯を目的といたしておりますので、防犯の効果を上げていくということで設置をするわけでございますが、議員御発言のことにつきましては十分承知をいたしておりました。また、以前、国の方で議論とかなされたことについても情報として収集をいたしまして、私どもの考えている方法で設置することにつきましては、やはり私の責務において対応できるというふうに判断をしておるところでございます。そういうことで6月議会に提案させていただきましたし、議会の方でも御審議をいただいたということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

先ほど言いましたように、それを市長がわかっていたら、なぜ6月議会にそれなりの設置の目的、あるいは運用基準、あるいは管理責任者、こういうものを決めた、市民に明らかにするための条例なりをつくって、予算と同時になぜ提案されなかったかということ疑問に私は思うわけですよ。知ったって言われたからですね。そしたら、なぜ同時にされなかったんですか。そこだけお答えをいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このことにつきましては、先ほどお答え申し上げましたですね。私が施設の最高管理者でございますので、施設の管理者の中の業務の範疇で取り扱うことができるというふうに判断をいたしておりますので、そういうことで、稼働につきましては規則で制定をしたいという

ことで判断をしたということでございます。施設内の問題というふうに判断をしておるとい  
うことでございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

ちょっと納得いかないですけども、じゃあ、施設の管理者として防犯カメラをこの施設  
内につけることは、それは責任があると思うんです。しかし、先ほど言いましたように、肖  
像権とかプライバシー権というのが市民にあるわけですよ。ここをどう守るのかという規則  
なり条例とかも全く提案されなかったわけでしょう。そこが問題だと私は言っているんです  
よ。

例えば、あの監視カメラがどこにつけられるかわかりません。多分カウンターにレンズは  
向くでしょう。しかし、私だったら、監視カメラがあったならば監視カメラの映らないとこ  
ろで強い苦情を言いますよ、はっきり言って。そのように、場所を変えればいいんやから、  
だから私は、安心だけれども、安全ではないということを言っているんですよ、監視カメラ  
に5,000千円つけたとしても。

そりゃそうでしょう。それはあんた、監視カメラのない隅っことか、監視カメラも動くわ  
けじゃないんでしょう。要するに、1点を11カ所も照らすわけでしょう、カウンターを。し  
かし、私だったらどこかでしますよ。だから、安全ではないわけですよ。職員は安心して仕  
事ができるでしょう、一応監視カメラができたということで。しかし、そういうふうに、私  
やったら外から圧力をかけるとするなら違う方法をとります。そういうふうにしたら、もう  
あの監視カメラの意味はないんですよ。それでも、つけられるということであれば、私は予  
算の、市民の税金のむだ遣いだということを述べておきたいと思います。

ぜひ、そこら辺も踏まえて、もう一度、部署内で検討していただきたいと思いますし、幹  
部会の中で、ちょっと待てよと、肖像権とかプライバシー権があるやないかと、市長それは  
拙速すぎるよと言った幹部の方がおられるかどうか、それは今聞きませんが、そこら  
辺を言う人がいないと、嬉野市は今後うまくいかないんじゃないかと。市長が言われたから、  
ちょっとおかしかて思うばってん、言わんでいっちょこうと、こういうふうになったらもう  
おしまいですよ。ぜひ、そういうふうなことも申し上げますけれども、再検討を私は求めて  
おきたいと思います。これについては、また機会があれば質問したいと思います。

次に、市道の改良についてです。

今回の予算の提案の中で、対話集会で話が出たから予算化しましたということを、再三、もう10回ほど委員会も含めて聞きました。市道の問題で申し上げますと、ある行政区は対話集会で道のことは言うまいとって意思統一をして、そして対話集会に臨まれた行政区もあるんですよ。そういうふうに、対話集会で出たから予算を組みましたと言われると、そういう行政区はあいちゃって思うわけですよ、やっぱり言うとながよかったと。私は非常にそれが気になっていたわけですよ、今回の提案の中で。たしか道路問題でも、対話集会で出ましたので予算化しましたと議会初日に言われました。

私は、それは市長の考え方だからいいんですけども、まだまだ積み残された部分がいっぱいあるはずなんですよ、対話集会に出る以前の問題が。そこら辺、じゃあ担当課長に、部長でもいいですけど、聞きますけれども、例えば丹生川線については地域住民の要望もあったわけですけども、たしかこれは議会で取り上げて、わずか17メートルやっていただきました。年度の残った予算でしょうけど。で、あと何メートルここを改良すれば、利便性、安全性は高められるというふうに担当課としてはお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

御質問の丹生川線についてでございますが、この路線につきましては議員御承知のとおり、15、16年度というふうに継続してこれまで整備を行ってきております。全長が大体390メートル程度あるかと思いますが、15年、16年でできましたのが延長としては大体31メートルぐらいたというふうに思っています。

それで、過去そういうふうにして整備を行ってきておりますし、また、18年度におきましても、この不動山地区の路線につきましては改良の計画を持っております。現在地元と調整中ございまして、協議が調えば着工したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

じゃあ、地権者ともう交渉をされているというふうに、丹生川線については判断をしてい  
いわけですか。

それともう一つは、中不動俵坂線、そして俵坂線、これについても今後改良とするな  
らば、あとどのくらい改良しなくちゃなりませんか。

議長（山口 要君）

支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

丹生川線につきましては、用地買収しなくて今の道路敷で検討したいと思っております。

そして、中不動俵坂線ですけど、この分については今後現地を調査しまして検討してい  
きたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

部長は、丹生川線は地権者との云々と言われたんで、あそこはのり面があるわけで、のり  
面のところを高くすればできるんで用地買収は要らないんですよ。ただ、農作業する人の利  
便性をどう高めるのかというのが一つの課題なんですけれども。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えいたします。

先ほど私の答弁では、用地の問題については触れなかったと思いますが、地元との協議、  
調整中ということで、これは路線の問題の調整でございますので、そういうことで御理解  
いただきたいと思います。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

じゃあ市長にお伺いしますけれども、今回、丹生川地区の対話集会の中で中不動俵坂線の

問題が出たと思いますけれども、それについて今回なぜ対話集会に出たから予算化しましたというのが多い中で、これは入っていますか、入っていませんか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ここは該当区に入っているか、入っていないかは、担当課で処理をしておりますので、わかりませんが、対話集会で出ましたけれども、市道は非常に多いわけございまして、この俵坂、それから丹生川地区につきましては、年度を追って仕事をいたしておりますので、順調に進んでいると私は判断しております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

順調に進んどったら対話集会でも出ないはずですよ、早くやってほしいという。この三つの路線は、一つは地区民の要望が強いということ、それともう一つは観光サイドから見ると重要な市道であるわけですよ。大茶樹、キリシタン史跡、関所跡、これを結ぶ重要な道路であるわけございまして、数年放置されて、もうねまろうでしょうわけですので、ぜひ早急な対応を求めておきたいと思います。市長、御答弁を。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今ちょっと資料を見ておりましたら、年度別に継続してできていない箇所もございまして、全体的な市道整備の中で努力をしておるということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

道路問題は地区民の要望が強いから云々としか、そういう議論しかありませんで、おもしろくないので、次に移ります。

観光施設の整備についてでございます。大茶樹の周辺整備についてお伺いをいたします。

嬉野の町議会の中でも、あるいは私が3月議会で取り上げましたけれども、その中でも補助事業が見つかったら工事に着手したいということでもございました。補助事業が見つからないという結論でよろしゅうございますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

3月議会でもお答えしましたし、その後もそこについては担当と話をしたわけでもございますけれども、残念ながら、実は以前お答えしましたように、まず水路整備からということも考えておりましたけれども、水路整備も今全体的には非常に厳しいという中で、単独にならざるを得ないかなというふうな状況でもございまして、その後の状況はそういうことでもございます。

そういうことで、ほかの補助事業というのが今のところ見つけれないでおるというふうなことでもございまして、努力はしたいと思っておりますけれども、整備をするとなると単独でいかなざるを得ないというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

市長御存じのとおり、大茶樹周辺整備計画という立派な計画ができとるわけです。これについても何百万円か投資をして、そして、この計画がつくられておるわけです。これがもう6年間そのまま放置されているというような状況です。私が推測するには、この6年間、補助事業を見つける見つけるて言ってきた。もうないわけですので、これは単独か、あとは合併特例債を使うか使わないかのことだと思ふんです。例えば、これに補助事業があるとするならば、何%ぐらいの国・県あたりの補助率のある事業がありますか。今までの推移から。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員お示しの計画につきましては補助をいただいていたわけございまして、その補助には事業補助というのはついていなかったわけでございます。議員御承知のように、文化財関係の補助事業というのは非常に少ないわけございまして、あるとしても約3割というふうに承知をしておりますが、現在はないというふうに思っております。

あと、考えておりました農林関係の、そのちょうど真ん中のところに水路があるわけございましてけれども、そこを農林の水路整備ということで、補助事業でということを考えておりましたけれども、そこは、あるとすれば半分ぐらいは補助でできるのではないかなと思いましたがけれども、それも面積等の関係がございまして非常に厳しいという状況で、やはり単独でせざるを得ないということで、この前お話ししましたように、その図面どおりやりますと150,000千円ぐらいなつたと思います。しかし、カットして行うにしても約1億円近くなつたと ちょっと宙に覚えておりませんけれども、それくらいになつたのではないかなと思いましたがけれども、それくらいの予算がかかるんじゃないかなという予想だつたと思います。そういうことで取り組みができないでおるということございまして。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

この際、もうここは決断するしかないと思うんですよね。市長は一生懸命いろんな事業については、こういう計画というのはよくつくっていただきます。でも、なかなか実行に移すのが遅いというふうに私どもは感じるわけですよね。補助事業がもうないとするならば、私は端的に申し上げまして、観光施設の整備というものは観光立市の嬉野には非常に重要な課題であるがゆえに、これは合併特例債を使った中でできるかできないか、そういう検討をされた経緯はございませんか。

議長（山口 要君）

市長。



市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

計画と事業実施の問題でございますけれども、予算がなかなか組めないということで、すべての取り組みがおくれているということございまして、全体的な財政事情ということで御理解いただきたいと思えます。

また、合併特例債につきましても、その協議の中では検討したというふうに記憶をいたしております。しかしながら、特例債事業の中での優先ということで考えたときに、現在リーディング事業として考えておられる分の取り組みをまずしていこうということで、それぞれ長い間検討してきたわけでございますので、この特例債事業にリーディング事業として上げている分を優先してやっていこうということで決定をしたというふうに承知いたしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

先ほど、補助事業があるとするならば3割、農林関係でいっても4.5か5でしょうか、そのぐらいの補助率にしかならないわけですよ。合併特例債は御存じのとおり、充当率95%の7割が交付税措置で、3割が地方の借金ということで、どうせやらなくてはならない事業とするならば、これを70%補助と思ったら軽い負担で済むわけですよ。じゃあ将来的に地方交付税が確実に来るかという、それが保証できるかどうかは知りませんが、そういう意味からして、どうせつらくてはいけないんだったら、合併特例債を使った方が得ではないかというふうに思うわけですが、市長、リーディング事業のほかに今後合併特例債を使った事業というのはもう考えられないわけですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今までいろんな事業に取り組んでまいりましたけれども、旧嬉野の場合はほとんど補助事業を組み込む事業に集中してやってきたわけでございますので、単独事業というのはほとんど

ど組んでこなかったということも御承知おきをいただきたいと思います。

そういう中で、合併特例債につきましては、御承知のように一応協議の中では50億円をめにいたしております。そういうところで30億円がリーディング事業ということでございまして、残り20億円というものはこれから、まあ課題もあると思いますけれども、検討していくということでございますので、その残り20億円についてはリーディング事業として取り組めるものについては入れ込んでいこうという計画はあります。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

なかなか進まないと思いますけれども、合併特例債、最終的には50億円、新市でいけば大体93億円くらい使えるんですか。（「93億円」と呼ぶ者あり）93億円ですね。その中の50億円ということで、あと20億円をどういう事業に使われるかわかりませんが、大茶樹周辺整備も6年経過をいたしております。あそこの観光客というものも年々増加をいたしているのも事実でございます。よって、私は早急な対応が求められると思いますので、ぜひとも合併特例債も視野に入れて、ぜひ再検討をいただきたいと思います。

次に、関所跡の整備についてでございます。

これも数回にわたって私も質問してきましたし、ほかの山口榮一議員も再三にわたって質問をされてまいりました。これは失礼な言い方ですけども、市長はそのたびに、周辺地権者の理解を今後求めてまいりたいということを経験をされてきておられるわけですけども、あそこの周辺の地権者に折衝をされた経緯はございますか。担当課でもいいです。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

地権者の方に直接交渉をしたのはまだないと思っております。ただ、3月議会以降、再度調査を指示いたしまして、地権者、それと以前の関所跡の形と現在の地権者の状況がどうなっているのかというのを推測するようにということで、そういう資料は把握をいたしており

ます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

あそこの周辺の地権者の方は、もとは東彼杵町の方だったんですね、町外の方だったんですけれども、あそこはもう地元の方が購入をされ、地権者は俵坂地区の方なんで、そこら辺はいつか、担当課長はもうかわられたのかな、そのような話は一応情報として伝えておいたわけですよ。そういう意味からすると、地権者の同意は得られるということだろうと思うんです。あそこは市長も御存じのとおり、関所跡会というのがございまして、その関所跡会のメンバーの方でもございます。若手で関所跡会というのをおられて、その人たちも周辺整備には大変興味をお持ちでございます。そういう意味で、地権者とぜひ折衝をしていただきたいと思えます。

先ほど申し上げました大茶樹整備と、そして関所跡整備、そこら辺について行っていくとするならば、不動山はキリシタン史跡もございまして、不動山窯跡をどう活用されるか難しい面がありますけれども、それも観光資源として活用するならば、やっぱりあそこは半日コースぐらいはできるわけで、非常に観光客にとっては歴史、文化を知る上で重要な箇所と思えますので、ぜひ御検討をしていただきたいと思えます。

関所跡整備については、早速、嬉野の方、俵坂の方が地権者でありますので、折衝する気はございますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

地権者の状況は承知いたしております。ただ、現在すぐ取り組むかどうかということにつきましては、しばらく時間をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

議会を真摯にということをよく市長は言われるわけで、私が今回質問したのは、数回にわたって周辺地権者の理解を求めながら進めてまいりたいという答弁をずっとされてきておるわけですね。そういう意味で、3回目の正直で今回はいい答えが出るかなということで質問しました。ぜひここも、やっぱり非常に長崎街道ネットワークの会の方も興味を持たれておりますし、周辺整備の仕方によっては大きな観光資源になるのではなからうかというふうに思うわけですので、ぜひ前向きに検討をしていただきたい、この要望をしておきたいと思えます。

次に、不動山窯跡の問題でございます。

これについては、端的に申し上げますと、観光資源として活用できるできない、どちらなんでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

国の指定でございますので、法的にどうこうということはまだ調査してはございませんけれども、そういう問題をクリアできたということで仮定しますと、議員御発言の、先ほどお示しいただいた大茶樹周辺の計画をつくった時点で、専門家の方が来て、コンサルとして入られたわけでございますが、そのときに計画の一部としてつくられましたのが、この場ではなくて、少し窯跡の史跡にかからない範囲のところ、このような不動山の窯跡というものをモニュメント的につくって、そして紹介するということは非常に大切なことでありますというふうなお話をいただいて、そのようなスケッチといたしますが、そういうものをつくられたことを見せていただいた経緯はございます。

そういうことございますので、専門的な立場の方から判断されれば、観光施設として有効に整備すれば生きていくというふうに判断ができるのではないかなというふうに予想しておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

法的に多分クリアできると私は思っておりますので、再度検討していただいて、観光資源として活用することもやっぱり視野に置いていただきたいと思います。

私は、観光施設についてはある程度、やっぱり集中して予算をして、それなりの整備をしていかないといけないんじゃないかという気がするわけです。観光施設は意外と総花的に予算をつけられるというケースが多いわけなんです。私は、不動山の、先ほど言いました大茶樹周辺整備、関所跡周辺整備、そして不動山窯跡を公開できるように、できるとするならば、塩田には伝建がございますし、志田焼の博物館もがございますし、それなりに1泊2日に耐え得る嬉野市となり得るわけですので、私の方からは、やっぱりきちっと集中的に予算をつけて、早く観光施設については整備していただくということを要望しておきたいと思えます。

障害者自立支援法についてお伺いをいたします。

市長の答弁にもありましたように、いろんな上限とか軽減措置があるのは承知しております。しかし、最終的には、おおむね従来よりも1割負担になっているのが事実なんです。そういう意味で、私どもからすれば、例えば授産施設の通所の方なんか7千円から10千円の負担増であろうというのは答弁をされました。しかし、この7千円、10千円が障害者にとっては大きな負担なわけです。そういう意味で再度質問をさせていただきます。

先ほどの市長の答弁の中で、福祉部長からの答弁があるということでございますので、ぜひ負担増の実態について明確にしていきたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

それでは、自立支援法の負担増につきましての御説明でございます。

自立支援法につきましては、これまで身体障害、知的障害、精神障害といったような障害の種類や年齢によって受けられる福祉サービスが違ってたわけですけど、これが18年4月から自立支援法ということで障害者自立支援法に一本化をされて、どの障害につきましても共通のサービスを地域において受けられるというように変更になりました。利用者負担の変更 これは1割負担が原則になっておりますけど や、それから自立支援の医療につきましては、既に4月からそういったものが実施をされ、10月からは地域生活支援事業

といった市町村で行う事業につきまして、今その10月実施に向けて準備を進めております。

それで、障害者の負担の問題でございますけど、これは議員既に御承知かと思えますけど、生活保護、それから低所得者の1、低所得者の2、それから一般ということで、これは上限額が定められておまして、生活保護の方は自己負担なし。低所得者1というのは住民税の非課税世帯で保護者の年収が800千円以下の方は上限額が15千円。それから、低所得者の2ということで、1以外の方ということで、これが24,600円。それから、一般の方は37,200円ということで、福祉サービスにおいての1割の上限額は決まっております。それと同時に、食費や光熱水費、これは施設やサービスを受ける際に施設等から提供されるそういった食費、それから、それにかかわる光熱水費につきましては、これは施設ごとに若干違いますけど、大体1食当たり490円とかそういった程度の食費の負担が、これは別のことで全額自己負担ということで負担をしていただいております、この分がかなり、今まで食費の負担がなかった分について負担が新たに生じたということで、これが大体主な要因ではないかというふうに考えております。こういったものにつきまして、現在のところその食費の負担の軽減ということで、18年4月から3カ年は食費のうち人件費相当分のみは公費負担ということで、食材費だけは一応利用者から負担をしていただくということになっております。

そういったことで、それぞれのサービスごとにまたいろんな、例えば医療につきましても、いろんな育成医療とか、高額治療継続者の上限とか、所得による上限とか、そういったもので二重、三重の軽減措置が制度的にはございますけど、それ以外に、先ほど議員から御質問がありました市町村独自の利用者の軽減措置ということでございますけど、そういったものも県の方においては既に検討されて、新聞情報によりますと11月ぐらいには各市町村と協議を始めると、10月から11月にかけて、こういった1割負担で障害者の方には負担がかなり大きいということは実態としてわかっているものですから、そういったものの協議を県の方で始めるということをお伺いしておりますので、そういったものが出た段階で、またこういった公費の、利用者の1割負担が原則でございますけど、これの軽減にもつながるんじゃないかというふうに考えております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

担当課でもいいんですけども、嬉野市における自立支援法が、施行以降、例えば授産施

設への通所を取りやめたりとか、あるいは通所の回数を減らしたりとか、いろんな変化が起こっているのも事実のようであります。本市における、例えば授産施設だけでも結構なんですけれども、そういう事態が現実起こっているのか、起こっているとすれば何人ぐらいの方がそういう通所を手控えたりされているのか、そこら辺はわかりますか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

現在、市内には大きな事業所としまして、このめの里事業所、これは嬉野町にあります。それから、たちばな学園のかがやきの丘ということで授産施設2カ所ございます。このめの里の定数が大体34名、それから、かがやきの丘が定数30名ということで、現在在宅の障害者の方が、主に知的の方ですけど、通所をされて授産作業をされております。

この中で、4月以降、新規に入所をされた方が、このめの里で通所4人、それからショートステイが1人ということで、6名の方が新たに利用されております。それから、退所をされた方はこのめの里では1名ということで、これにつきましては利用者の利用料の負担というよりも、そういった集団での授産作業になじまないというような理由で1人が退所をされております。

かがやきの件につきましては、新規に7名、退所の方は1名ということで、これは一応3月で負担増ということで1名の方がおやめになりましたけど、4月からまた再入所ということで、これにつきましては、なかなか在宅で授産的な仕事場がないということで、また授産施設に戻って現在されているということでございます。この新規7名、かなり多いわけですけど、これにつきましては県の佐賀コロニーとか、そういったところの事業所の閉鎖の予定がありまして、新規でそういった県の福祉施設からの流れ込みがかなりあっているようです。それで、そういった方が入れますと、学園としましては退所が出まして新たに受け入れる必要がございますので、そういった方は主にグループホームというような形で学園から退所されて、そういった自分たちで自立されたグループホームの方に移行されているというような実態がございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

嬉野市における授産施設等については、そう影響力は出ていないと見るのか、あるいは施設の方がそれなりに説得をされているという部分もあると思うんです。なぜかという、それをしないと今度は施設の支援費が少なくなるから施設の維持ができないという現象が起こるからですね。

福祉部長にお伺いしたいのは、その施設の責任者あたりとですね、どういう影響が出ているかという把握をされた経緯がございますか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

自立支援法が4月に施行されるに当たりまして、各福祉施設につきましては、特に障害関係の福祉施設につきましては危機感を持って対応されております。

その中で一番大きな施設の運営上の問題は、先ほど議員おっしゃったように月ごとの措置費から日ごとの措置費ということで、利用料に応じた支援費を支給するというので、施設によっては、例えば土日に自宅の方に戻られますと、この分の利用料は上がってこない。今までは月単位で入ってきた、そういった支援費が受けられなくなるということで、福祉施設においてはかなりの減収と減収と言ったらおかしいですけど、支援費の減少になっているわけです。国の考え方としては、ある程度その予算の面での削減も意図をされているかと思えますけど、そういったものも当然具体的に入ってきております。

それから、利用者の関係では、先ほど通所の方の利用サービスを受ける回数が減ったり、若干自己防衛的に、具体的に言いますと、食費につきましても自分で弁当を持ってくれば、その施設の490円程度の食費も要らなくなるわけですので、そういったことが具体的に起こっているかどうかは、ちょっと具体的に承知しておりませんが、そういった対策をとられる方も出るんじゃないかという話はお伺いしております。

以上です。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

授産施設だけを取り上げますと、やっぱりいろんな施設の責任者の方も何とか、先ほど



施設に支援費が入るためには、通所してもらい、通所回数を減らしてもらったら困るということはかなり努力をされておられるわけでございます。福祉部長が言われたように、例えば弁当を持ってきたりというのも、何人が変わっている方もおられます。負担がふえるからですね。こういうふうに厳しい状況です。

で、グループホームでの影響はどのようにとらえておられますか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

グループホームにつきましては、現在、市内全部のグループホームは承知をしておりますけど、グループホームも居宅系のサービス事業ということで、今回もう既に4月から、そういった給付が1割負担ということで、かなり負担を強いられている方も出てきていらっしゃるかと思えます。

ただ、これは、それぞれ地域において自立した生活を行うというその場でございまして、どこにお住まいになるかということは、当然その障害者の方が決めていただくこととなりますけど、自宅よりそういった集団で生活をしてが自立の訓練給付の一部でございますので、訓練になるということで、利用料につきましては、そういった食費等につきましてかなり上がっているかと思えますけど、特にグループホームは今後ますますふえていく可能性があるんじゃないかと、そういうふうに考えております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

私が聞いたところによると、グループホームについての支援費の月額報酬の見直しがあったわけで、要するに支援費が減らされているわけですね。そうすると、職員の配置ができないということで、非常に厳しい経営というのが強いられるわけですね。そこら辺がやっぱり施設の方は心配をされとるわけですね。これやったらもうやれないと。

で、出てきたのが、各自治体でのいろんな軽減策だと思うんですよ。そういう問題だと思うんですよ。負担がふえれば、やっぱり大きな市では、通所授産施設一つとっても、グループホームしても利用者が減ったりしとるわけですね。そうすると支援費がもう削減されると、要するにそこで職員を雇えないと、こういう状況が生まれております。

授産施設の目的なんですけれども、やっぱりこれは社会に出て一般の方と一緒に仕事ができるように訓練を重ねるところに授産施設の目的があるかと思えますけれども、そのことがもうできなくなるような状況に追い込まれている施設も、嬉野の中ではないですけれども、全国的にあるという状況ですね。

私が申し上げたいのは、世界で初めて障害者に負担を強いたのがこの日本というふうに言われているようです。そういう意味で、国会でも、県議会、あるいは地方の議会でも、非常にこの自立支援法というものは問題ありだということで、いろんな発言があったわけですよね。それを受けて今見直しが徐々に行われておるのは事実なんです。やっぱり個々の自立支援法の欠陥は、今私が言いましたようにいろいろあるわけですが、いわゆる自治体が軽減策を講じなくてはならないような法律であったということなんです。

ぜひ市長にもお願いしたいのは、今後広域圏で対応するようになるわけで、軽減策というものを広域圏で講じていくということの先導役にぜひなっていただきたいと思えますけれども、市長はどのようなお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

きょうのテレビだったでしょうかね、何か全国520ぐらいの施設を調査したら100人近くの退所者が出たとかというような報道があっておりましたけれども、非常に厳しい状況だと十分承知しております。

そういうことで、実は大分県の話をしましたけれども、大分県の資料が出ましたときに担当課にも調査をお願いしたところでございます。私どもとしてできることをやっという気持ちでおりますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり今回は広域圏で全体的に取り組むということが長期的にはいいんじゃないかなというふうに判断をしているところでございますので、機会がありましたら広域圏の方でもそういう説明を求めて、そしてまた、それについては発言をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

大分県の話は私も資料を持っているんですけど、2006年8月22日の毎日新聞に載っていました。これはもう授産施設での個人負担増に伴う軽減策ということで、お一人350円ぐらいですか、このようなことで大分県は決まっています。宮崎市についても、これも8月24日の毎日新聞、独自の軽減策を講じられております。福岡もそうですね。多くの自治体が、この自立支援法が施行されて障害者の負担がかかるとということを踏まえて軽減策を講じておられますので、ぜひとも本市においても、広域で取り組むということになるかと思えますけれども、市長がその先導役として旗を振っていただきたいということを申し述べまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山口 要君）

これで、山田伊佐男議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。18番西村信夫議員の発言を許します。

18番（西村信夫君）

通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず冒頭に、台風13号による市民の皆様方、被害を受けられた方に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたします。

今回の定例会には大きく分けて2項目提出をいたしております。新市施策の具現化について、それから給食費未納について、順次質問をしていきたいと思っております。

嬉野市誕生はや9カ月、谷口市政のもと調和のとれたまちづくりが進められ、既に各種審議会の発足、会合が行われております。市民参加のまちづくりを策定する地域コミュニティ審議会、男女共同参画に向けた地域づくりを実現する男女共同参画審議会及びリーディング事業審議会も発足をして、今回の議会においては嬉野、塩田町のまちづくり計画、リーディング事業について質問を行います。

この事業は、合併の両町が一体性の速やかな確立を図るために、合併特例債を活用した公共的施設の整備、建設事業であります。その審議会の初会合が既に8月18日に行われて、委員の方15名、温泉浴場、温泉公園整備事業などを柱とした四つの事業の意見交換が行われております。

合併した旧藤津郡嬉野町と塩田町の特徴を生かした課題をもとにして、新市の重点施策を月1回程度のペースで話し合いを行い、2年後の答申を目指す計画であります。それぞれの

専門的な立場で審議が進められていきますが、市民の共有施設として、各事業の目的と経過を伺っていききたいと思います。

まず一つ、温泉集中管理整備事業、温泉浴場、温泉公園の整備事業、それから茶業研修施設、資料館の整備事業、そしてまた、塩田町における社会文化体育館整備事業について具体的にお尋ねをいたします。

それから、合併特例債を活用した建設事業でありますので、予算計画も明確にお尋ねをしていききたいと思います。

それから、第2項目めです。給食費未納についてお尋ねをいたします。

最近社会で実に問題になっている学校給食費の未納問題。長引く景気低迷の影響があるのでしょうか。学校現場では、この未収金が大きな問題になっております。給食費は子供たちに提供する給食の食材費の実費を負担するものであります。食材費は、原則保護者負担をしなければなりません。給食センター運営、光熱費や人件費などは市が負担をしており、18年度予算額は117,000千円であります。

嬉野市内の学校給食費も子供たちに充実した食事内容を維持しながらも、低額に設定をされて、保護者の負担増加にならないよう極めて努力をされております。現在、市内全体で1日約3,200食、内訳は塩田町で約1,200食、嬉野町では2,000食。また、給食費は小学校では3,600円、中学校では4,100円と伺っております。センターの職員の日々の努力で、安心・安全はもとより発育段階に栄養バランスのとれた食事が子供たちに届けられております。

そこで、理由のない給食費の未払いが嬉野市全体で、私の調査では約14,300千円と伺っております。生活保護など経済的援助が必要な世帯には生活費と別に給食の補助制度があります。しかし、生活が苦しくても払おうとする家庭があるのに、生活能力があっても払う気がない家庭があるわけで、このような状況をどうお考えなのか。以下、2項目質問をいたします。

まず一つ、嬉野市学校給食制度の現状を具体的に教育長にお尋ねしたいと思います。

それから2番目に、未納者の徴収体制の強化を図るべきと思うが、これも教育長の見解をお尋ねいたします。

壇上からはこれで終わります。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

18番西村信夫議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

お尋ねにつきましては大きく2点ございまして、1点目が新市施策の具現化について、2点目が給食費未納についてということでございます。給食費未納につきましては、教育長へのお尋ねでございますので、教育長の方からお答えを申し上げます。

まず、1点目の新市施策の具現化についてということでお答え申し上げます。

合併に際しましては、旧嬉野、塩田両町の課題でありました施設整備や将来の地域づくりに欠かすことのできない事業について、それぞれの町や合併協議会で検討がなされました。リーディング事業といたしまして、社会体育館の建設、茶研修施設の建設、古湯温泉の整備、温泉集中管理の整備が決定をいたしております。今後、慎重に検討し、実現に向け努力しなければなりません。既にリーディング事業審議会の組織も済み、発足をしたところでございます。今後は各事業ごとに推進していかねばなりません。

社会体育館の建設につきましては、以前の議論もありますが、新しく部会を立ち上げたところでございます。今後、専門家への基本構想の整備依頼を行い、嬉野にふさわしい施設としての検討を始めたいと思います。

茶業研修施設につきましては、地域を代表します嬉野茶のブランド確立の一環として重要視してあります青年の皆様が研修できる施設の建設を念頭に進められております。以前からの協議の中では、ぐり茶と釜いり茶の二つのラインで考えられておるところでございます。今後、具体的な計画になると思いますが、来年度には国の交付金の申請をいたしたいと考えております。

古湯の復元については、大正末期に建設されておりました古湯温泉が老朽化により閉鎖されておりましたが、福岡西方沖地震の影響により解体をされておるところでございます。創建時から改修などでイメージが変わっていますが、創建当時の建物の復元が望まれておりますので、議論といたしましては、公衆浴場機能を持った建物で、木造で建築の方向で議論されるものと考えております。

加えまして、嬉野町が誇りにしてまいりました塩田川との関連なども河川内の遊歩道の関連整備等も含めて考えておりまして、県とも連携をとり、公園整備等も進めてまいりたいと思います。

次に、温泉の集中管理につきましては、天恵の温泉資源を保護、管理し、温泉観光都市嬉

野としての基盤を守っていくために計画をいたしております。集中管理が完成いたしますと、湯量の安定供給が可能になり、現在よりも幅広く温泉の恩恵を受けることが可能になり、嬉野の魅力も増すものと期待しているところでございます。この集中管理につきましては、現在温泉の源泉の権利を持っておられる方々と協議会を組織して検討を続けておるところでございます。県とも連携をとりながら、実現に向け努力をしたいと思っております。

次に、予算の件でお話ししたいと思います。

それぞれの計画につきましては、合併特例債の充当額といたしまして、大まかに社会体育館には15億円、お茶の研修施設につきましては2億円、古湯の整備につきましては5億円、温泉の集中管理につきましては8億円を予定いたしております。さまざまな課題もございますけれども、できる限り効率的な整備に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上で西村信夫議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

給食費未納の問題についてお答えをいたします。

1 番目の嬉野市学校給食制度の現状を具体的に示されたいという質問でございますが、議員御指摘のとおり、学校給食に必要な経費につきましては学校給食法の第6条に負担区分が明記されておりまして、施設整備や運営、いわゆる人件費等にかかる経費は設置者が負担すると。それ以外の食材費等に要する経費につきましては、児童・生徒の保護者負担というふうに明記されております。市内の学校給食センターの管理運営というものは、学校給食センターの管理運営に関する規則というものを定めまして、それに基づいて運営をするようになっております。その中で、学校給食センターを適正かつ円滑に運営するため、学校給食センター運営委員会を設置しまして、給食センター運営に必要な事項について審議し、決定することになっております。そこで、学校給食の運営に係るすべての事項というものは、学校給食センター運営委員会で審議をして、決定されて、実行するという、そういう仕組みになっております。

2 番目の未納額徴収体制の強化を図るべきと思うがという質問に対してでございますけれども、給食費の徴収につきましては、先ほど申しましたように、学校給食センター運営規程

第9条に各学校の校長及びPTA会長は給食費徴収事務の円滑な遂行に当たらなければならないというふうに規定されております。それで、学校とPTAの方々はそのそれぞれの学校の実態に応じて、給食費の完納を目指していろいろと工夫をして大変な努力をいただいております。その結果、ここ数年はかなり収納率がアップいたしております。給食費の納入意識というものが保護者の中に浸透されつつあるというふうに理解をいたしております。

しかし、いろいろな努力にもかかわらず、正しく理解されない保護者も中にはありますので、給食運営委員会で毎回このことにつきましては協議をいたしまして、よりベターな方策を講じるよう努力をしてもらっております。近隣の市町と比べますと、安い給食費で年間200日近くと、多くの給食を実施していることや給食費で日々の給食のメニューを賄っている実態を保護者に説明をいたしまして理解を求めていくことが大切であるというふうに思っております。教育委員会といたしましても、これからも給食費の納入意識の高揚のために積極的に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

前後しますけれども、給食費未納についてから進めていきたいと思えます。再質問をしていきます。

先ほど教育長の方からも答弁されましたように、給食費関係については一般会計じゃなく私会計というふうになっておりますので、組織された運営委員会、嬉野には18名、塩田は12名というようなことで、定期的に協議がなされております。その運営委員会の協議のもとによって給食が進んでおりますので、そのことを受けとめながら質問をしていきたいと思っております。

今日、給食現場で非常に問題になっておる給食費の未納問題、先ほど私の調査では14,300千円というようなことで調査しておりますけれども、この金額が誤りだったら訂正をいただきたい。そしてまた、給食人数、給食関係について、中学校、小学校それぞれおわかりやったら教育長の答弁をいただきたいと思えます。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

未納額がどれくらいあるかということにつきましては、議員御指摘のとおり、これは一般会計ではございません。公的な会計ではございません、私会計でございますので、控えさせていただきますと思いますが、大体それくらいの額というふうに私も理解をいたしております。

それから、給食の日数等につきましては大体198日というふうに今年度は予定しております、約200日ということになります。1日の食数は嬉野の方が2,000食、塩田の方が1,200食ということで、小学校が嬉野の方が1,300食、中学校が700食、塩田の方が小学校が700食、中学校が500食というような状況でございます。

また、給食センターの職員の数でございますが、嬉野の方が23名、塩田の方が15名ということで業務を遂行いたしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

先ほど滞納、未収金については誤りではないというふうにおっしゃいましたけれども、給食制度については、全国においても非常に徴収関係について、こういった滞納金があるわけですので、なかなか徴収関係が難しいという自治体が非常に多くあるのは私も承知をいたしております。

嬉野市においては、小学校の生徒の給食が1日200円と、中学生が230円ということになっておりまして、月に小学生の生徒が3,600円、それから中学生が4,100円ということになっております。嬉野市においては、よその市町村よりも非常に給食の単価が安くて、高いところでは千代田町で小学生が月4,200円、中学生が4,800円というようなことになっております。嬉野市においても、それぞれ努力をしながら、こういった設定をされて、平成9年以降改定がないというようなことで私も伺っております。

そういうことで、今回の給食費の徴収に当たっても、先ほど教育長が申しあげましたように、給食センター運営規則の第5条というようなことで、給食費は受給者の保護者が支払うものと明記をされております。それから、給食センターの運営規則第6条には、給食費は毎月3月を除く25日までに納付しなければならないというようなことで明記をされております。



現在納付書を持って指定金融機関に納付されておるのか、その点含めてどういうふうな状況で徴収されておるのか、おわかりやったらお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

徴収方法といたしましては三つの方法がございます。一つは、P T Aによる直接の徴収でございます、これも行われております。それから、口座振替による徴収、これはほとんどの市内の農協と銀行と信用組合等でできるようになっております。それから、納付書による個人の直接納入という、この三つの方法がとられているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

三つの徴収方法ということで説明を受けましたけれども、現在、指定金融機関に口座振替というのが非常に多いかと思えますけれども、この口座関係について、やはり残高が入っていないとか、そういうふうなことで徴収がおくれているというのは事実あると思えますけれども、そういうふうな調査をされておるのか、その点お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

徴収がおくれた方、いわゆる納入されていない方につきましては毎月調査をいたしております。そして、まず電話による連絡をいたしております。それでも納入されないときには通知による督促ということになります。それでもだめな場合は、P T Aの役員さん等に戸別訪問をしていただいているような状況でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

P T Aの役員さん、それから学校長、この方が給食の徴収の事務の円滑な遂行に当たらなければならないというようなことで第9条にうたわれておりますけれども、未収金の膨れ上がった所在的な責任はどこにあるのか。そしてまた、徴収義務者はだれなのか、その点、教育長答弁いただきたいと思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

徴収義務者ということになりますと、一応徴収をする者は学校長、あるいはP T A会長というふうになっております。しかし、先ほど申しましたように、運営委員会が最終的な責任を負うべきものだというふうに判断をいたしております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

このように徴収義務者となれば運営委員会というようなことで、運営委員会の中でもこの問題については議論されておるとおもいますけれども、このような事態が続けば給食制度自体が成り立たないだろうというようなことで私も思っております。給食費の食材費によって、子供たちは1日の食事をしていただいておりますので、今日まで14,300千円ということについては、今日までの生徒の給食の程度が落ちたんじゃないかというようなことで私も伺いますけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

いわゆる学校給食のメニューというのは食材費で充てておりますので、納入額が落ちれば当然メニューに影響してくるということは言えると思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

前は、献立に牛肉から豚肉になったとか、そういうふうなことを聞きますけれども、非常にやはり給食の納入に当たって不公平感を感じるというようなことでございますけれども、そういった徴収体制、今後どのように教育長として指導されていくのか、その点再度お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

どういうふうな徴収体制をとるかということにつきましては、先ほど申しましたように、学校給食の運営委員会で決定をして、実行してもらうということになるわけですが、一応事務局といたしましていろいろアドバイスはいたしております。その中で、学校では学校だより等による呼びかけですね、それから保護者会とかPTAの役員会等でも実態の説明、それから校区によりましては地区ごとの説明会を開催して、納入意識を高めているところでございます。それから、先ほど申しましたように、校長やPTAの役員さんによる戸別訪問ですね。それから、一括納入というのがございます、前期とか半期ごとにですね。そういうことで、できるだけ納入しやすいような状況をつくっていているという状況でございますが、まだまだそのアップに対する方策というものが完全にその効果を上げているかということ、そうではない面もあります。

それからまた、もう一つは、納入されない方が特定されるといいでしょうか、一部に限られるということも若干ありますので、そういうところも十分留意しながら取り扱っていかなくちゃならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

徴収方法もなかなか苦慮されているというようなことを伺いますけれども、第8条に給食費の未納が2カ月以上となった場合は督促状を発する。それでもなおかつ納入ができないときは運営委員会に諮って納入までの間、給食を停止することができるというふうなうたわれ

ておりますけれども、このことについて教育長はどのような見解をお持ちなのかお尋ねします。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

そういうふうなことで明記をされておりますが、実際学校の現場では給食費を納めていないからといって給食をストップすることはできません。これは子供が悪いわけじゃありませんので、保護者が負担すべきであるというふうにちゃんと明記をされております。子供に罪はないわけですから、私は子供には納入、それから納入していないにかかわらず、給食は提供すべきであるというふうに理解をいたしております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

そしたら、この運営規則を変更せんばらんですね、第8条、そういうふうなことを見解したら、どのようにお考えなのか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

これは、いわゆる運営委員会で議決することを規定してあるものでございますので、教育委員会といたしまして、一応事務局としてのお世話をしておりますが、それをどういうふうにするかということにつきましては、また運営委員会で協議をして決めていただくことになると思います。ただいま申し上げましたのは、私の考えを述べたところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

運営委員会の意見を十分尊重して、この取り扱いはいくと思っておりますけれども、ただいまは教育長の見解ということで、あとどういうふうに議論されていくのか、運営委員会の意向を

十分尊重しながら私も進めていきたいと思っております。

それからもう一つですが、給食費の滞納者が現在成人者になっておられる方、この方たちにも請求する義務があるのかどうか。不納欠損はどうしておられるのか、その点までおわかりやったらお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

未納者につきましては、保護者に結局その納入の責任があるわけですので、本人にはしておりません。保護者に通知を出しております。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

給食費の問題については、保護者のやはりモラルというようなことを十分考えていただき、徴収体制に万全なやっぱり体制をつくっていただきますように、心から私もお願いしたいと思います。

最後ですけれども、現在、徴収率はどのくらいなのか、その点おわかりやったらこの際お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

およそ98%程度であるというふうに理解をしています。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

98%の徴収率というようにございませぬけれども、徴収率の改善に向けて最善の努力をしていただきますように、教育委員会としてもぜひ御努力をお願い申し上げて、給食関係

については終わっていきたいと思います。

続きまして、リーディング事業についてお尋ねをしたいと思います。

リーディング事業として、これは合併特例債を活用したまちづくり計画で、嬉野町で集中管理、そしてまた、古湯温泉の整備、茶業研修施設の建設、社会体育館の建設、四つの事業が進められるわけですけれども、温泉の集中管理について塩田町民はわかりづらいですので、具体的にどのように管理されていくのか。そして、現状はどんな状態でおられるのか、わかったら担当課長、お願いを申し上げたいと思います。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

事業の前に嬉野温泉の現状につきまして簡単に説明したいと思います。

まず、嬉野温泉といえますのは、いわゆる市街地の中心部の地下に一定の湯だまりがあるというふうに推定をされております。その所有がほとんど民間の所有であるということでございます。ですから、一定の湯だまりになりますので、例えば、その湯だまりが少なくなったときに、じゃあ深く掘ればいいのかという議論は成り立たないわけでありまして、深く掘っても逆に出ないというふうな状況でございます。

水位の関係につきましてですけれども、昭和60年から平成3年の6年間にかけて、大幅に水位の低下が見られているところでございます。その後、一応の安定はしておりますけれども、もとに戻ってはいない。そして、さらに平成13年に大きくもう一回ダウンした。その後は平成3、4年程度の水位のところまでは一応回復はしておりますが、非常に不安定な状況にあるということでございます。

平成3年ごろの状況を見たときに、源泉の所有者が非常に危機感を持たれまして、30回以上協議をされている状況でございます。そういうことを踏まえて、事業としてはいわゆる民間所有の温泉水を例えば1カ所に集めて、そして、簡単に言いますと、水道事業のような温泉の給湯システムをつくって、効率的な管理ができるようにするというので、いわゆる個人の井戸を水道の事業と一緒にやりましょうというようなことだというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

現在温泉の管理、個人もいらっしゃると思いますけれども、現状はどのようになっているのか。個人の温泉の泉源持ち主、管理について、その点お尋ねいたします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

あくまでも個人の会社の源泉でありますので、それぞれの利用形態があるわけです。まず一つは、例えば旅館を経営するために自分の専用を使っている形態。それから、自分の旅館プラス個人のおふろの配湯にされているところ。それから、それにまたプラスして、各旅館に配湯されているというふうな、極端に言えば三つぐらいの形態があるということで、すべてそのメンテナンス含めて、それぞれの源泉所有者がそれぞれに負担をして、それぞれに運営をされているというところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

それぞれ個人で運営をして管理をされておりますけれども、これを一極集中管理ということになれば、やはりシステム自体大幅に変わるわけですので、現在の管理されている方々の既得権ということもあるわけですので、そのあたりの調整についてはどのようなお考えなのか、これは市長の方にお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

もう全国各地で、大きな温泉地はほとんどこのような集中管理方式に取り組んでおるところでございまして、私どもも早く取り組みをしたいというふうに考えております。

今御発言の源泉をお持ちの方の権利、そしてまた、それを集中管理にどう絡ませていくのかということですが、いわゆるその既得権というのは当然あるわけでございます、しかし、この集中管理の原則は天恵の温泉を共同で有効活用していこうということでございますので、いわゆる権利は持ちでございますが、使用权については、これが運営しますと、お互い提出をしていただくということになると思います。使用权を一括して使うということで、そして権利自体はそのまま持ちのままで組織の中に入社していただくという形態になっていくというふうに理解しています。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

権利は、管理する既得権についてはもう組織の中である程度管理をしていくというようなことですが、個人で持っておられる方が何人くらいあるのか、十二、三軒と聞いておりましたけれども。その点、調整がうまくいくのかどうか。協議会が形成されて、話し合いがされておりますけれども、現状を伺いたいと思います。課長、それから市長の方にお尋ねします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

現在、民間所有が、いわゆる嬉野温泉と言われるところに11社で16源泉ございます。

以上です。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このことにつきましては、協議会というか、話し合いの場に参加をしていただいているわけですが、完全ではありませんけれども、ある程度の方向性については御理解いただいているということでございます。ただ、その中にも御自身でやっていきたいという意見



を持っておられる方もまだおられますけれども、これは時間をかけて御理解いただきながらやっていくというふうになると思います。

また、温泉自体はやはり温泉の権利を持つということにつきましては、県の許可等も持ってやっておられるわけでございますので、集中管理等につきましては、冒頭お答え申し上げましたように、県とも十分協議をしながら、私どものこの新しい取り組みについて理解をしていただくという努力を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

このシステムが、集中管理ができた場合は、幅広くこの温泉の恩恵を受けるわけですので、塩田町まで温泉を引けることができるかどうか、その点まで含めて市長にお尋ねしたいと思っております。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

塩田地区まで管を引くことができるかどうかについては研究したことがございませんけれども、以前の計画で考えますと、いわゆる集中管理をすることによって温泉を有効活用するわけでございますので、むだな温泉はくみ上げないし、また、むだな温泉は使わないということになりますので、当初の計画を見ますと、個人で今おふるに使っておられるところもあるわけですが、そういうところまで安定して御利用いただくと、そういうシステムになっているということでございます。ただ、全体的な量には、これはもう集中管理してもふえることはないわけでございますので、現在の量をですね、先ほど課長が申し上げましたように、全体の量を有効活用しようということでございますので、それ以上の供給というのはできないわけでございますので、塩田地区まで配湯するということはなかなか厳しいんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

全国的に見れば、温泉の宅配ということもあり得るわけですが、塩田地区に住んでいる住民としては恩恵を受けるのが望ましいわけですが、そのあたりどうなっていくのか。無理なんじゃないかと市長言われますけれども、ぜひそういうふうなことを願って、私たちは思っております。

それから次、古湯の再建についてということで、古湯については平成8年まで営業をされていたというようなことを記憶しておりますが、平成17年3月に解体をされて、福岡西方沖地震の影響もありまして、このことがメーンとして新たに嬉野町民として古湯の再生についてどうすべきかということで非常に議論があったということを私も承知しております。そういうことで、1万2,000名程度の要望を受けて、アンケートをいただきながら署名をいただいて、古湯の再生に向けて取り組んでおりますけれども、非常に問題なのが駐車場の問題、総務委員会でもこの間視察をしましたけれども、いろいろ議論されるべきものがいっぱいあると思いますけれども、駐車場の問題については審議会の中で議論、協議されると思いますけれども、市長個人としてのお考えはいかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

古湯につきましては、先ほどお話があったとおりでございますが、平成8年だと思えますけれども、いわゆる既存の所有者の方がシロアリの被害によって内部が非常に危険だということで閉館をされて、そして建てかえということを計画されたわけで、そのときには公的な資金を使ってということでございましたので、私たちも協力をしてきたわけですが、会社が倒産されるというふうなことでございまして、立ち消えになりまして、いろいろな経過がございまして、私どもの方で買収をしたということでございます。

そういうことで、原則といたしましては、先ほど申し上げましたように、いわゆるその復元ということが一番よかったわけございまして、私どもも十分検討いたしましたけれども、最初申し上げましたように、もう中がシロアリで非常に被害を受けておられまして、復元は不可能ということで取り壊しになったわけでございます。そういうことでございまして、

今後建てかえましても、原則的には以前のような公衆浴場を含んだ施設だというふうを考えております。

そういう中で、私も駐車場が必要だと思っております、近隣にこれから手配をしていきたいというふうに思っております。ただ、議員も以前から御承知と思いますけれども、規模的に大規模な公衆浴場ではございませんので、適当な駐車場があればですね、それで地域の方がまず利用される温泉であるべきだと、これは以前から申し上げておりますので、地域の方が歩いて入っていただくような、以前の公衆浴場に復元できればいいんじゃないかなと。それに近隣の方の御利用と、そしてまた、観光客の方はもうほとんど旅館にお泊まりの方が歩きがてらお使いいただくということもございますので、駐車場の心配はないわけでございますので、そういうことで以前も十分活用がなされてきたわけでございますので、そういう整備をしてまいりたいと思っております。そういうことで、駐車場は必要だとわかっておりますので、近隣地にこれから手配をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

嬉野のシンボルとして、そしてまた、市民の交流の場として古湯の再生というものをリーディング事業に取り上げていただいておりますけれども、駐車場の問題、これからいろいろな問題が山積していくと思っておりますけれども、嬉野中学校の生徒が古湯の再生にということでカンパを集めて50千円寄附をされたというふうなことで計上されております。そういうことで、市民総ぐるみの古湯の再生と考えておりますけれども、しっかりした策定をしていかれますことを審議会の人に切にお願い申し上げたいと思っております。

それから、社会体育館についてお尋ねをしたいと思っております。

社会体育館については、塩田町の以前からの問題でありまして、建設をするというふうなことで建設基金をずっと積み上げてきて今日に至っておりますけれども、今回1月1日の合併に伴ってリーディング事業で新たに策定をされるわけですがけれども、社会体育館の問題については市長にお尋ねしたいと思っておりますが、社会文化体育館なのか、それとも体育館を建設していくのか、その点、市長個人はどうお考えなのか、お尋ねをしたいと思っております。

体育館の中には柔剣道、弓道等まで含めてありますけれども、その辺を含めての建設計画

なのか、市長のお考えをお尋ねします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これは、これから審議会、部会等でも検討されると思いますけれども、私が承知しておりますのは、今までの経過は記録で承知しておるわけでございまして、基本的にはやはり体育館ということの発想からスタートしているというふうに思っております。それに加えて文化的な面も含まれたというふうなことで検討がなされたのではないかなと思っておりますので、基本的にはそのような形で整備が進められるというふうに思っております。

また、武道館のことにつきましても御要望がっておりますけれども、現在の予定では現在の予算等を考えますと取り込んでいくというのは非常に厳しいのではないかなと思っております。ですから、一般的な体育館ということだろうと思えます。また、武道館については別個また検討しなくてはならないのではないかなというふうに考えておるところでございます。

しかし、そういうことも踏まえて委員会の方でどう検討されるか。これは今までの経緯を申し述べたばかりでございまして、予断を与えるといけませんからですね。そういうことでございますが、今までの経緯はそういうふうになっているというふうに承知しております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

社会文化体育館ということで、文化含めてやはり建設をお願いしたいというのが町民の願いなんです。これまた柔道、剣道、弓道、これも今現在、塩田中学校においても非常に老朽化をしているのが現状でありまして、この際、やはり社会文化体育館含めて建設するならば、柔剣道、弓道まで含めての施設の整備をぜひお願いしたいというようなことで私は思っております。その点、リーディング事業を担当する企画部長はいかがお考えなのか。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

リーディング事業につきましては、今まで旧塩田町の中で県下の中で体育館がないということで、いろいろ委員会を立ち上げた経過がございますけれども、今までの経過を申し上げますと、平成10年に建設の準備委員会を立ち上げまして、いろいろ建設について協議をしてきました。その後、学校給食センターの老朽化に伴う改築の問題、あるいは財政的な問題で中断をした経緯がございますけれども、具体的には平成17年度になりまして、準備委員会を再度立ち上げまして、県内の体育館の視察を行ってきたところでございます。

合併前の12月23日に第3回の協議会の中で、いろいろ準備委員会を検討委員会に名称を変更いたしまして、それぞれ施設の面積、あるいは規模、建設の予定等について協議をしてきたところでございます。

いずれにいたしましても、今リーディング事業の審議会を立ち上げておりますので、具体的には今後の詰め方についてはその審議会の中で審議されるものと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

昨年、塩田の町議会の中でも、12月27日にいろいろ議論されてきましたけれども、その経過の中においては、施設の建設については20億円というようなことも計上されて、場所についても第1案、第2案というふうなお話がありますけれども、今後新たに取り組むということで、新たな審議会の中で場所を含めて再検討されるのかどうか、その点を含めて市長にお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御発言につきましては、経過については先ほど申し上げましたように承知をしておるわけでございます。これはリーディング事業すべてがそうでございますように、いわゆる塩田町、嬉野町それぞれの課題といたしますが、そういうものを踏まえて今回リーディング事業と

して取り組んできたところでございますので、今まで塩田地区で検討されました社会体育館についての協議と申しますか、そのことについてはもう委員会で十分踏まえて話し合いがなされるというふうに理解しておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

市長の答弁の中には、施設に当たっては嬉野市にふさわしい施設というふうなことで答弁をされておりますけれども、塩田においてはやはり嬉野、塩田の市民よりも近隣市町村、鹿島、太良、そしてまた白石、有明、武雄を含めての活用の場所として利便性のあるところをお願いしたいというのを私たちは願っておりますけれども、その点審議会の中でどういうふうに結論づけていくのか、その点ぜひ担当部長の方にちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、1回目の審議会の中ではどのようなお話がっておるのか、その点含めてお尋ねします。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

第1回目のリーディング事業の審議会を8月18日の日に開催をしたところでございますけれども、事業の概要説明、あるいは今後のスケジュール等について説明をしてきたところでございます。進め方につきましては、議員御承知のように、月1回の開催で話し合いを行いまして、2年後の答申を目指す計画ということで、今年度は5回程度を予定いたしております。その中で、三つの部会を設けまして、まず第1に源泉の集中管理と温泉浴場、それから温泉公園の周辺整備事業、それから2番目に茶の研修施設、資料館建設事業、3番目に社会文化体育館建設事業ということで、三つの部会を設置いたしております。それぞれ推進について協議をしていただくわけでございますけれども、その内容につきましては審議会全体の中でも審議をしていくということで確認をされております。

また、リーディング事業につきましては、それぞれ今まで検討委員会なり、あるいは研究会等で協議がされた経過がございますので、十分そういうふうな今までの経過を踏まえまし

て審議をしていくということになっております。

それから、庁舎内には課長、副課長で組織する幹事会、あるいは部長等で組織する推進委員会を立ち上げておりますので、連携をとりながら事業の推進を図っていきたいというふう  
に考えております。

いずれにいたしましても、リーディング事業につきましては、合併協議で確認された特例  
債事業でありますので、議会の方でも特別委員会が設置されておりますので、審議会の内容  
につきましては必要に応じ報告をしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

第1回目であって、これから具体的に2年間の間に策定をされるわけですので、しっかり  
した市民本意の社会体育館、そしてリーディング事業、四つの事業を取り組んでいただく  
ことをぜひお願い申し上げておきたいと思えます。

それから、2項目めですけれども、合併特例債で四つの事業について、嬉野15億円、塩田  
15億円、30億円計上されておりますけれども、この合併当初には合併特例債として上限額が  
9,430,000千円というようなことで、95%の充当率で70%が交付税措置というようなことで  
ありまして、6,270,000千円と説明されておりましたけれども、今回リーディング事業の30  
億円の関係について、約20億円程度は交付税措置というようなことで考えられますけれども、  
10年間の交付税措置が保証できるかどうか、現状をお尋ねしたいと思えます。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この合併特例債につきましては、保証できるかどうかということじゃなくて、保証するこ  
とを前提に国がつくっておりますので、当然保証されるものというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

特例債においては、今いろいろ新聞とか雑誌とか、7年ぐらいとか、あるいは5年ぐらいとか、国の財政も非常に逼迫しておりますので、そういうことを考えておりますけど、市長の判断としては合併特例債については10年間保証というようなことを考えながら四つのリーディング事業を進めていくというようなことで受けとめてよろしいでしょうか。再度確認をいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

既存の事業等もいろいろございまして、そういうものも以前お答え申し上げましたように、できるだけ有利な形で切りかえもしていければというふうに考えておるところでございます。また、合併特例債につきましては、これは当然私どもが有効利用をしていく中で非常に有利な起債事業だというふうに理解しておりますので、当然確保はされると思っておりますし、また確保していただかなければならないというふうに思っております。いろんな機会があると思しますので、そこらは発言する必要があるばしていきたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

最後にお尋ねをいたします。

この事業に当たって、リーディング事業の四つの事業なんですが、一番最優先事業はどの事業なのか、その点お尋ねします。四つの事業のうちで一番最優先事業として市長お考えなのか、お尋ねします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

最優先ということではなくて、すべてが四つとも最優先してやるべきことでございます。



ただ、先ほど言いましたように、事業の計画の進捗状況によって早い遅いはあると思います。また、国のほかの制度の取り組み方によっても時間的な差は幾らか出てくるとは思いますけれども、優先するというのではなくて、先に取り組むことができる、後になるということは当然あると思います。しかしながら、リーディング事業として約束したものにつきましてはすべて考え方は最優先ということで並列でございます。

そういう中で、実際事業を動かしていく中で、早く行くところ、それから時間がかかるところと、いろいろあると思いますので、これはいろんな施設の問題とか、それから地域の課題とか土地の問題とか、いろいろあると思いますので、しかし、それは時間はかかりますけれども、優先順位としては並列だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

リーディング事業について大まかな部分だけ審議会が立ち上がっただけでありますので、具体的にこれから大幅に動いていくだらうと思うし、このリーディング事業に当たっては市民本意の委員会、そして審議会が進められていくことを切に願ひまして、私の質問を終わります。

議長（山口 要君）

これで西村信夫議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで午後 1 時15分まで休憩をいたします。

午後 0 時15分 休憩

午後 1 時14分 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問の議事を続けます。

1 番小田寛之議員の発言を許します。

1 番（小田寛之君）

議席番号 1 番、小田でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。傍聴席の方におかれましては、お忙しい中にまことにありがとうございます。

今回、議員になりまして、初めての一般質問になりますが、ケーブルテレビの議会放送も、20代の若者にも見ていただいておりますので、若者にもわかりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

今日は、1番目に市内の公園について、2番目に西九州新幹線について、3番目に学校施設について質問させていただきます。

それではまず、1番目の市内の公園について質問します。

五町田にあります和泉式部公園は、交通量が多い道路にも接しておらず、子供たちを安全に遊ばせることができ、また家族の憩いの場として市内外の方々に利用していただいている、嬉野市民として誇れる公園だと思います。

その公園に、ことしの7月28日に、市内に住む25歳から40歳までの約20名で行ったのですが、行く前に公園の図面を見ていましたら、展望台と書いてある場所がありました。私もですが、私以外のほとんどがその展望台の存在を知らず、大変驚いたのであります。

平成4年につくられ、現在まで14年ほどたっている地元の公園の施設を、知らない方にも問題があるのかもしれませんが、しかし、現地にて実際に遊びに来られている方々に聞いてみましても、知らないと答える方が多く、また一緒に見にいきました20名のほとんどが同じく知らないということは、補助金であれ、有効に使わなければならない税金でつくった公園ですので、市民に知られていない、利用されていないのは、大変問題なことだと思います。

その展望台には、左側が急斜面になっている遊歩道を登っていかなければなりません、足場が悪い上に草が生い茂っており、左側には転落防止用のロープ、手すりなどもなく、大変危険な状態であります。

また、頂上も同じく草が生い茂っており、ステンレス製の展望台に上って周りを見渡しましても、手前の景色が見えないくらいに周辺の木々が成長してきています。そのまま放置していましたら、数年後には遠くの景色さえも見えなくなり、本来の展望台としての役目を失くすと思います、安全で、本来の役目を果たす展望台として整備できないか、市長のお考えをお伺いいたします。

2番目の西九州新幹線、3番目の学校施設については、質問者席より行いますので、まず市内の公園についての御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

1番小田寛之議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。答えにつきましては、市内の公園についてということでございます。

お答え申し上げます。

嬉野市内におきましては、市民の憩いの場、観光客の交流の場として多くの公園が整備されております。また、公園の機能を向上させるために遊具などを設置いたしております。みゆき公園、和泉式部公園など、大規模なものから集落内の公園まで、多くの皆様に御利用いただいております。

安全に御利用いただけるよう整備、点検も実施しているところでございます。担当部課で行っておりますが、議員御意見のように、設置後、年数を経過しているものもありますので、再度点検を行い、必要があれば整備をしまいたいと思います。また、設置当初との状況の変化は当然起きてまいりますので、景観等も考慮して点検をするよう指示をいたしたいと思います。

以上で小田寛之議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

議長（山口 要君）

小田議員。

1番（小田寛之君）

再度点検し、整備していただけるということで、まず通告書を出しまして、市長はその公園に、出す前でもいいんですが、行かれたことはございますでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

2月5日に市長職というものを当選させていただいたわけですが、その後すぐ、全部の施設を拝見するというので、一度回らせていただきました。そして2回目は、子供たちが集まっております5月のこどもの日ですかね。保育園の皆さんが集まって、こいのぼりをあそこで上げられた日ですけれども、そのときお伺いいたしました。そしてまた、例年の大祭のときにもお伺いしておりますので、一応3回お伺いいたしております。

それで、今回、一般質問提案後にはお伺いしておりませんが、状況としては大体

把握をしているつもりでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

小田議員。

1 番（小田寛之君）

3 回行かれたことがあるとのことでしたが、展望台の方には行かれたことはございませんでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

こどもの日のお祭りといえますか、あっているときに、一応ぶらっと行かせていただいたという感じでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

小田議員。

1 番（小田寛之君）

7月28日に私たちが行ったというのは、20名というのは年齢が25歳から40歳。だから、ほとんどが子育て中の方なんですけど、展望台を見られて、もったいない、利用できるように整備すべきだとの声でした。深刻な嬉野市の人口減少の問題から考えましても、子育て環境を充実し、若者が望むものを整備することは重要なことだと思います。子育て環境という面からいたしましては、市長のお考えはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

この和泉式部公園につきましては、議員御発言のように、非常に若い人といえますが、特に市外の方も来ていただいているということでございますので、親子の触れ合いとか、そしてまた友達同士で遊んでいただくとか、そういう場所としては、非常にすぐれた施設の一つ

であるというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

小田議員。

1 番（小田寛之君）

こういった和泉式部公園の展望台にて、自然の中で遊ばせたい。住んでいるまちを見渡し  
ながら、子供たちにこのまちのよさを知ってもらいたいといった声は、我々の年代の生の声  
ですから、重く受けとめていただいて、整備をしていただけるようお願いいたします。

それで、安全に利用できなければ、公園というのはならないわけなんですけど、毎日2回、  
朝夕と利用されている方が公園にいらっしゃいまして、その方にお聞きしたんですけども、  
最近是人が入っていないような展望台だから、イノシシが出てくるとのことでした。犬の散  
歩中に犬が離れてしまって、そのイノシシを追いかけて、2時間ぐらい帰ってこなかったとも  
おっしゃっていました。

人がないようなところだからイノシシが出てくるのだと思いますが、最近はそのばかり  
じゃないですが、遊歩道も展望台も、人の出入りが少ないというのが一つの原因だと思いま  
す。このイノシシがいるということは、市長は、また担当の部署の方は御存じではしま  
うか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この和泉式部公園内にイノシシが出ておるということは、ちょっと今まで承ったことはご  
ざいませぬ。

以上です。

議長（山口 要君）

本庁建設課長。

建設課長（本庁）（松尾龍則君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

イノシシの出没に関しましては、私がちょっと建設課長以外のときに、二、三回、上の、

今議員御指摘の展望台広場の芝生を掘り起こしたというふうなことを聞いております。

それと、議員御指摘の展望台につきましては、御質問がございましたので、早速、現地の方に行ってまいりました。あそこの展望台に上がりますのは、東側と西側、それと裏側からですね、3カ所の遊歩道といいますか、登山口がございます。人も余り行かないような、議員御指摘のとおり、展望台があるということのPRが足りなかった面もございますが、なかなか人が通らないということで、かなり荒れておりましたので、早速指示をいたしまして草払い、それから議員御指摘の、多分東側の登り口の急傾斜のところを手すりなどしてほしいとおっしゃっていると思いますので、そのあたりを再度点検いたしまして、今後、公園の皆様方の利用勝手のいい公園、また展望台があるというふうなPRをするために、案内板をまた再度確認いたしまして、できた当初はあったと思うんですけども、それがなかなか見えにくいところにあるとか、そういったことがあるかと思っておりますので、点検をいたしまして、整備したいと考えております。

以上です。

議長（山口 要君）

小田議員。

1番（小田寛之君）

私が言っていたのは、上の方にある公園ですね。滑り台とかあるところですね。その裏から、滑り台の裏から登っていく入り口でございます。

やっぱり安全に使用できなければならない公園としましては、その整備をしても、こういう問題があるのであれば、安全に使用することはできないと思います。イノシシの駆除のことについても、さきにお二人の議員が質問されましたが、猟友会の方にお話をお聞きすると、それぞれ仕事をしておられる方がほとんどですので、1頭5千円ぐらいの駆除費というんですかね、それじゃできない。仕事を休んでまではその駆除をできない、する余裕がないとおっしゃっていました。

公園内で猟をするわけにもいきませんし、深い山の中であるという問題であると思いますが、また、その駆除期間というのは、猟友会の方で市単位で認可をされておられるんですよね。犬がイノシシを追いかけて行って、境を越え、隣の市や町に入ったときは、捕まえることができない、駆除することはできないとのことでした。隣接する鹿島市や白石町と協議し、またがって捕まえられるようにはならないのでしょうか。先ほど申しましたように、公園内

で猟をするわけにもいきませんし、深い山で猟をするということになるとと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、議員御発言のように、この和泉式部公園の中にイノシシが出ておるということでございますので、駆除については非常に厳しいわけでございますけれども、やはり防護をしなくては、安全に使っていただくことができないと思いますので、そこらについては担当課と協議をして、安全に公園をお使いいただけるような方法があるかどうか、検討してまいりたいと思います。

また、いわゆる自治体の枠を超えて駆除をするということにつきましては、議員御発言のような心配も以前から言っておられるところでございますので、私たちといたしましては、嬉野市、鹿島市、太良町、この三つの自治体で以前から組織をつくっております。そういうことで、全体的な駆除をやっていこうということで取り組んでおるところでございます。

また、県もそういうようなことで、福岡県、そしてまた長崎県とも連絡体制をとりながらやっていこうということで、私どもも以前から、長崎県に逃げ込んだ場合はどうしようもないというような話でしたので、入り込んでとるというわけにはいかないんですけれども、両方で駆除をちゃんとするように努力していこうというようなことで、県に要望もしてきたところでございます。

そういうことで、それぞれの自治体の中で責任を持ってやって、そして全体的には捕獲頭数をふやしていくということが解決策ではないかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

小田議員。

1 番（小田寛之君）

公園のことについて、ちょっとイノシシの駆除のことを私は気になったものですから、その猟友会の人に聞いたんですけれども、やっぱりそういう、さっき申しましたように、市の

境を越えての捕獲ができないということも、一つ捕獲量が伸びないというか、本当はもっととれるんだけどという話でした。

それでは、イノシシがいなくなり、一刻も早く安全で役目を果たすことのできる遊歩道、展望台にしていただけるよう、お願いいたします。

それでは、2番目の西九州新幹線について質問いたします。

この新幹線については、今定例議会でも、さきにお二人の議員が質問されておりますので、重複すると思いますが、私なりに質問させていただきますので、再度御答弁のほどをよろしくお願いいたします。

私は、この厳しい財政状況を乗り越えるためには、まず交流人口をふやす必要があると思います。嬉野温泉駅ができることにより交流人口が増加すると、ホテルや旅館、商店街などはもちろん、嬉野市内全域の商業が活性化されると思います。個人で営んでおられる商店であっても、来客数、注文数がふえ、人手不足になると、人材を確保する必要があり、またその商店と取引されている業者などを含み、商店や会社が仮に1件に2人を雇用するとすれば、10件で20人、20件で40人もが就職できます。雇用の場拡大にもつながり、交流人口の増加次第では絶大な成果を出せる可能性があると考えます。

また、ほかには、誘致企業することを考えましても、交通の面では便利になり、選んでいただくポイントとしてはよくなると思います。そういった雇用の場の増加は、定住人口、永住人口の増加にもつながります。

しかし、残念なことに、西九州新幹線の建設に隣接する鹿島市の同意が得られていないのですが、鹿島市民に対しましても、嬉野温泉駅を利用するとなればどんなメリットがあるのか。建設を推進する市長として、嬉野市が先立って計画を打ち出す必要があると思いますが、具体的な計画があるか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

まず、西九州新幹線についてのことでございますが、新幹線の整備計画につきましては、市民の皆さんの御理解をいただきながら、一日も早く着工されるよう、運動を継続してまいりたいと考えております。議会におかれましても御理解をいただき、推進運動を展開して



いただいておりますことに感謝を申し上げておるところでございます。

西九州新幹線につきましては、嬉野市には当然ですが、西九州全体の発展に欠かすことのできない交通機関と考えておるところでございます。そういうようなことでございますので、私どもといたしましては、まず、この前の議員の御発言もありましたけれども、市民の皆さん方に丁寧に御説明を申し上げて、この新幹線のことについて御理解をしていただきたいというふうに思っておるところでございます。また、近隣市町への働きかけ等につきましては、県と連携をとりまして、私どもとしても、できることがあれば積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以前の経過等もございまして、隣接の市町村につきましては、県の方で責任を持って、いわゆる説明をしていくということで、私どもの方には説明を受けておりますので、現在のところはそういうようなことで、県の交渉の推移を見守りながら、私たちは私たちに努力をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

小田議員。

1番（小田寛之君）

市役所のホームページですね。武雄市役所の場合は、賛成の立場での説明がなされています。また、鹿島市役所のホームページでは、反対の立場での説明がなされています。嬉野市のホームページを見ていたんですけど、ちょっと探すことができなかったんですが、これは新幹線について書いてある部分というのはありますか。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

新幹線に関するコメントですね。これについては、まだ掲載はしておりません。

以上です。

議長（山口 要君）

小田議員。

1番（小田寛之君）

ホームページというのは、新市になりましたことでもありますし、物すごくアクセスが、多分もとの旧町のときより伸びているんじゃないかなとは思いますが。推進する立場の市町であられる嬉野市ですので、ぜひこれもホームページ上に載せる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ホームページの件につきましては、再度見直しをするように、今いろんなところで御意見もいただいておりますので、今回、議会にもお願いをしておる部分もございます。

合併いたしまして、アクセス数が伸びたかということでございますが、残念ながら余り伸びておらないというふうに言わざるを得ないというふうに思っております。そういう点では、いろんな合併協議の中で、非常に短期間でホームページ等も作成いたしまして、十分でないという御意見をたくさんいただいておりますので、今後、充実をさせていただきたいと思っております。そういう中で、ちゃんと整備をするようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時39分 休憩

午後 1 時39分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

小田議員。

1 番（小田寛之君）

私も同じ意見でありまして、ちょっとそのホームページも充実していないというのは同じであります。そう見て思います。

初日の一般質問のときの御答弁に、レンタカーは当然であるとおっしゃいましたが、私もそのとおりだと思います。ほかの駅に比べ、嬉野の場合は新設だからスペースをつくりやすいと思いますが、窓口だけの営業所感覚みたいなものではなく、実車がある営業所がよいと

考えます。予約して借りると、予約なしでそのまま着けば借りれるというのは、利便性が違います。

今、新幹線自体はないのですが、例えば、武雄駅とか鹿島駅とか見ましても、レンタカー、おりてすぐ乗れる駅というのは今ないです。ほかの空港とかは、ちょっと駐車場の問題がありますけど、駅とか新幹線の駅とかでも、予約制でそこまで持ってきてもらえるという駅はあっても、なかなかすぐ乗れるという駅もあることはあるんですが、やっぱりレンタカーがあるなら、もう着いた時点で予約なしで借りれるというのがいいと思いますが、そういうのを真剣に誘致することが物すごく駅の価値観としてあると思いますが、どうお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言につきまして、全く賛同するところでございまして、御意見のとおりだと思っております。

以前もお答え申し上げましたけれども、私どもが計画しております嬉野温泉駅というものは、もちろん嬉野市民がお使いいただくというのは第一義でございますけれども、あと今御発言の鹿島市とか太良町ですね。それとまた長崎県の東彼杵郡、また佐世保地区の皆さん方も御利用いただける駅として整備を計画しておりますところでございます。そういうところで、バス、タクシーというのは当然でございますけれども、やはりレンタカーの整備というものは大事だろうと思っております。

私もこの前、議会でお答えしましたけれども、近畿地区のインターハイの引き継ぎ式等に行ってきたわけでございますが、そのとき改めて驚きましたのは、全国各地から来ておられた監督、コーチの方が、やっぱりレンタカーを借りて、その競技場から競技場までどんどん動いておられる姿を見て、こういう時代に来た　　こういう時代というのは語弊がありますけれども、そういう車の使い方をしておられる若い先生方が非常に多いのと、改めて感じておりますので、私どもの駅ができましたときにも、そういうことを整備できれば、西九州全体の観光地への足として御利用いただけますし、またビジネスの足としても、いろんな形で御利用いただけるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ取り組みをいたしたいと

思っているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

小田議員。

1 番（小田寛之君）

例えば、出張とかで佐賀県に来られて、どこから回ってもいいということもあると思うんですよ。レンタカーとか、そういうのが整備されていたら、やっぱり少なくとも嬉野温泉駅でおりてもらえる、利用してもらえenと思います。

近隣の利用者にとってのメリットと考えまして、例えば、嬉野温泉駅には駐車場が何十台ぐらい確保するとか、1日とめて無料だとか、1日何百円とか、そういう構想も具体的にお持ちでしたら、お答えください。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

まだ駅の構想自体が固まっておりませんので、具体的にはお答え申し上げられませんが、やはりある程度の広さを持った駐車場は、当然整備しなくちゃいけないというふうに思っておるところでございます。

また、利用料金等につきましても、やはり低廉で安価で利用できるような駐車場があれば、私どもの嬉野温泉駅を起点として動いていただくお客様も非常にふえますし、また、いわゆる今私どもが想定しております以外の地区からの利用者といえますが、そういうものも見込まれるのではないかなと思っておりますので、駐車場についてはぜひ整備をしていきたいと。それも、ある程度の規模を持ったのが必要ではないかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

小田議員。

1 番（小田寛之君）

済みません。先ほど具体的にと言いましたが、具体的じゃないですね、構想だから。わかりました。

そしたら、小さい2番目の質問ですが、観光に来られたお客様が嬉野温泉駅でおりられた後、市内はもちろんですが、近隣も含め、拠点と拠点を結ぶ観光のルートづくりが必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

観光ルートの整備につきましても、当然求められるところでございます。私どもが昨年組織をいたしました、伊万里、有田、武雄、今回また大町とか、それから白石、太良もオブザーバーで入っていただきましたけれども、いわゆる新幹線を生かしたまちづくりという組織をつくっております。その組織の目的の一つにも観光振興と、また観光による連携ということを上げておるわけでございまして、そういう点で、新幹線ができますと、今までは嬉野温泉の場合は、大きく言いまして嬉野とハウステンボスとか、嬉野と長崎、嬉野と有田というふうに、点から点へ結ぶような観光地でございましたけれども、これからはやはり面を生かした形での観光ルートの整備ができていくのではないかなというふうに期待をしているところでございます。そういう点で、議員御発言の趣旨を踏まえて、努力をしまいたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

小田議員。

1番（小田寛之君）

例えばですが、1日目は塩田伝建地区などの市内観光をして嬉野市に宿泊され、2日目は鹿島の浜の伝建地区や祐徳稲荷神社など、隣接する市や町にもメリットがあるようなルートづくりが必要じゃないかなと思います。今、市長が御答弁されたとおりでございます。

やっぱり新幹線の建設を皆さんに理解していただくためには、嬉野市だけのメリットでなく、周辺の市、町のメリットがないといけないと思うわけでございますが、東彼3町、鹿島、太良地区に向けても協力してもらえようようなルートづくりができるのを期待いたしております。

それでは、3番目の学校施設について質問いたします。

小・中学校は、小・中学校の義務教育9年間を安全に使用できなければならない施設ですが、現在、学校側から不都合な箇所の報告を受け、今すぐ改修をしなければならないような学校はありませんでしょうか。これは、おとといの台風13号以前の報告ですね。それについてお尋ねいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

詳細が必要でしたら、また教育長からもお答えがあると思いますけれども、議員御発言のように、やはり子供たちの学び場、いわゆる学校施設というものは、安全でなくてはならないと考えております。また、施設の安全性はもちろんでございますけれども、もう一つ大事なものは、衛生面でいかに安全であるのかということも確保していかなければならないと考えているところでございます。また、最近では犯罪や暴力、そういうものからも安全を確保しなければならぬと考えているところでございまして、多方面にわたって安全策を講じなくてはならないと思っております。

議員御意見の施設面で今緊急に改修を必要としているものは、現在は無いというふうに思っております。しかしながら、委員会等でも動きがありましたように、長期的に見て必要なものはあるんじゃないかなと思っております。

また、ことしに入りましてからは、大草野小学校の水道管の老朽化がひどいということで、緊急に水道管の取りかえを実施いたしました。これは、やはり学校の現場の先生方が気づいていただいて、教育委員会の方に連絡をし、教育委員会の方で動いて処理をしたということでございます。そういう緊急に話をいただいた場合は、対応もするようにいたしております。

それで、点検ですけれども、まずは日ごろ学校の先生方が、まず御担当の場所でしょうけれども、全体的には管理の責任者である校長先生が取りまとめをしていただいて、点検をしていただいております。そしてまた、必要な場所につきましては、私どもの学校教育課の方に連絡をしていただくということになっております。

その結果、軽微なものとか、そしてまた簡単に作業的にできるものというものにつきましては、速やかに対応するようにしているところでございます。また、大きな予算を伴うもの

とか、時間がかかるものということにつきましては、財政担当とか、また議会の方にもお願いをして対応しておるということでございまして、できる限り安全面には配慮をして、今とりに行っているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

小田議員。

1 番（小田寛之君）

これは、久間小学校の体育館の前の教室棟なんですが、屋上にある排水口、雨の排水口です。裏山から落ちてくる葉っぱ、枯れ葉などが詰まり、雨水がたまって雨漏りしてくるために、業者に葉っぱなどの除去、撤去を頼んでいると聞いておりますが、これはどうなんでしょうかね。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

久間小学校の体育館側の校舎の雨どいに、周囲に竹がたくさん生えておりますので、その竹が落葉しまして、詰まることあるわけですが、過去に何回かございましたので、そのたびに業者に頼んで除去していただいているところでございます。

それで、各学校の施設の管理というのは、現場での最高責任者は学校長でございますので、月に1回、市内の校長会を実施いたしております。その場合、施設、設備のそういうふうなふぐあいはないかということで、確認をしているところでございます。

それで確認をして、緊急を要するもの、あるいは重要度が高いもの、そういうものにつきましては、予備費を流用させていただいたり、あるいは各学校に修繕料として約1,000千円程度予算措置をしておりますので、そういうものを充てているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

小田議員。

1 番（小田寛之君）

これは、1回業者に頼めば、大体金額というのは幾らぐらいかわかりますか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

ただいまの久間小の件でございましょうか、今のは。（「はい」と呼ぶ者あり）

ちょっと私はそこまでは資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと学校長の方も、課長の方もそこまでは資料を用意しておりません。後立って、よろしかったら用意させたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（山口 要君）

小田議員。

1番（小田寛之君）

これは私が聞いた話ですけど、1回業者に頼むと三、四万円かかるとのことでした。これは、はしごが全くついてないから業者に頼まなければいけないわけですね。この2棟目、体育館の前の棟には全く上るところがないとのことだったんですが、年に2回、業者に頼んでいるとの話だったから、これははしごをつけた方が安くつくんじゃないかなと思ひまして、そんなはしご自体、高いものじゃないと考えるんですけど、年に2回、これを三、四万円出す思いをすれば。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

過去にも何回か枯れ葉が詰まったことがございました。そのたびに学校を訪問いたしまして、指導いたしましたけれども、今のところ、教職員が屋根の上に上ってそれを除去するというのは、ちょっと危ないなという感じがいたしております。そういうことで、安全のために業者に頼んでいるというような状況でございます。

それで、はしごを設置するというにいたしましても、いろいろまた、そのはしごを設置したことによって、子供たちが勝手に上ったりして危険なこともありますので、十分その辺も考慮しながらやっていかなきゃならないというふうに思っております。



それで、今のところは、そんなに高額なものではありませんので、今のままで対応していきたいと思いますが、一番の原因は、近くに竹山があって、その竹の葉が落ちてくるというのが大きな原因ですから、その竹山の所有者と十分相談をして、できるだけ切っていただくようお願いをするように指導いたしております。現在は、大分切っていただいておりますので、大変ありがたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

小田議員。

1 番（小田寛之君）

子供たちが上れないようにするのは、ただ、取り外し式にするとか、そういったもので解決はできると思いますが、はしごをつくるということは、大きな予算が伴うことでもないと思うんですよね。

これは、学校に用務員さんがいらっしゃると思いますが、その用務員さんにそれをしてもらうということではできないんでしょうか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、用務員さんとか教職員では、ちょっと危険かなという感じがいたしております。よく新聞等で報道されますように、屋根の上に上って何かしていて落下をしたというようなことも起きておりますので、できるだけ安全のために、そういうことはさせないようにいたしているところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

小田議員。

1 番（小田寛之君）

そしたら、学校側からそういうことを、階段の設置とかを言われたというのは、今までないということなんですか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

今まで、そういうふうな上るための階段を設置してほしいという依頼はあっておりません。それで、私のはしごを使ってやったらどうかという提案をいたしました。ところが、学校長がそれは危ないですと。いわゆるそれはできませんというようなことでした。かなりの高さがありますから、それもそうだというふうに私も思ったところでございます。私は、自分のうちでは私がやっておりますけれども、やはりそういうふうな公共の場では、それをやれというふうに指示することはできないのではないかとというふうに判断をいたしているところでございます。

議長（山口 要君）

小田議員。

1番（小田寛之君）

私も学校長にも聞いてみたんですけど、学校長ははしごをつけてほしいというお願いを出していると。ちょっとまだ食い違いというか、私はもう一回聞き直した方がいいと思います。が、また次回、これは調べておきます。

それでは、今の3点のことについては、よろしく願いいたします。

これで私は一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（山口 要君）

これで小田寛之議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

2番大島恒典議員の発言を許します。

2番（大島恒典君）

2番大島です。先日の台風13号で被害に見舞われた住民の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

傍聴席の皆様方には、長時間にわたる御傍聴、大変御苦労さまでございます。私をもちまして、本日最後、本定例会最後の一般質問となりましたので、どうぞ最後まで御清聴いただきますよう、心よりお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

きょうは3点質問させていただきます。

茶業研修センターについて、指定農道下宿内野線について、消防水利について、以上3点について質問させていただきます。

まずは茶業研修センターについて。

茶業研修センターにつきましては、その必要性を過去、旧嬉野町時代にも、議員の方から再三再四にわたり説明がなされたものとは思いますが、現在の各種品評会における審査状況を見ますと、上位に入賞してくる出品茶は、ほとんど甲乙がつけがたく、どの出品茶が等一席をとってもおかしくないような茶の内容だと聞いております。

このような審査状況の中では、やはり出品点数の多い市町村が自然と上位入賞や産地賞を勝ち取るためには有利に展開していくわけではあります。今の嬉野の品評会茶への取り組みの現状を見ますと、特に個人工場の場合、1年で最も忙しい一番茶の摘み取り時期に、品評会茶づくりのために、天候、茶葉の生育状態など模様を見ながら、また製茶機械の徹底的な清掃といった、さまざまな要因をクリアしなければならず、そのような問題で出品点数が思うように集まらない状況であります。しかし、その一方で、生産者の中には、品評会は自分で作り上げた生葉を自分の工場加工製造したお茶を入賞させてこそ、励みになるのではないかというような、大変な情熱を持ってつくっておられる方もいらっしゃることは確かです。

いろいろな意見があることは確かですが、嬉野茶の名声を高め、ブランド化を進めていく上では、この研修センターの設置が不可欠であり、このたび、市のリーディング事業として取り上げられ、設立に向けて出発できたことは、大変喜ばしい限りだと思っています。

現在、リーディング事業審議会及び設立準備委員会で2回ほどの会合が持たれ、選定の場所、規模について話し合いが持たれているものとは思いますが、その進捗状況についてお聞かせをお願いしたいと思います。

再質問は質問者席の方からいたします。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

2番大島恒典議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、茶業研修センターについてということでございます。

お答え申し上げます。

嬉野地区では、茶の主要産地として、さまざまな努力がなされてまいりました。茶園の整備、茶工場の建設、製造技術の研修など、時代の変化を取り入れながら、良質の茶製茶への努力がなされてまいりました。茶の研修施設につきましては、全国品評会への出品を通じて、嬉野茶の産地全体で良質茶の製造に努力しなければならないとの多くの意見があり、検討を重ねてまいりました。

今回、合併特例債のリーディング事業に位置づけ、検討を進めております。合併以前から、ボランティアで研究会を組織していただき、生産者、消費者、観光関係者、行政関係者で検討をいただいております。合併以降は、公式な研究会を組織し、実現に向け、努力をいたしておるところでございます。

当初の施設としては、製造研修施設の整備が主になると思いますが、将来は交流施設、展示施設なども整備できればと考えているところでございます。

施設の概要といたしましては、60キロの蒸し製玉緑茶と釜炒りの二つのラインを備えた施設を検討していただいているところでございます。

また、場所等につきましても、現在、協議を進めていただいております。

以上で大島恒典議員のお尋ねについて、お答えをさせていただきたいと思っております。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

とにかく、この研修センターの場所ですけど、場所選定について、どのような場所が市長としては最適だと思っておられるのか、この辺をお示ししていただきたいと思っておりますけど。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この研修センターということにつきましては、やはり当初の考えを尊重していかなければならないと思っております。その当初の考えは、やはりお茶に携わっておられる生産者の方が、本当に製造技術を磨いていこうという発想の中から生まれておるところございまして、そういうことで、できるだけ生産者の方が利用しやすい施設であってほしいというふうに

思っております。

ですから、地域的にも、まずそういうところを選定していただければと思いますし、またもう一つは、せっかく嬉野のブランドのお茶をつくるということで、この施設を建設するわけでございますので、それに加えて、できましたら観光関係でも足を運びやすい地域というのが大事ではないかなと思っております。

また、最近の課題としては、実際、機械を動かすわけでございますので、やはり近隣の皆さん方に御理解いただけるような場所がいいのではないかなというふうに思っておるところでございます。やはり60キロといえども、機械が動くわけでございますので、いろんな面で近隣の方が御理解いただけるような、そういう場所を選定しなくちゃならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

わかりました。研修センター等の、資料館等の併設ということで市長はお考えですかね、場所ですね。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

将来的には、まず、いつもお話ししますが、現在の茶業の課題といいますが、また夢として持っておりますのは、やはり後継者の方がしっかり育ていただくということが大事だろうと思っておりますので、後継者の方が集まっていいただいて、技術の研修ができる、そういうスペースがぜひ欲しいなというふうに思っております。

それともう一つは、せっかくつくるわけでございますので、観光客の方が来られて、その機械だけ見られても魅力的には非常に乏しいと思いますので、将来の課題ですけれども、嬉野茶の歴史とか、また以前からお話っております、嬉野茶をつくってきた機械とか道具とか、そういう民具的な、民俗的なものもちゃんと展示できて、嬉野茶の、いわゆるこの長い歴史とか、先人の御苦労とか努力とか、そういうものを、お茶に余り知識を持たなくて、

観光として来られた方も理解していただけるような、そういうスペースも必要ではないかなと思っておりますので、一挙にはできないと思いますけれども、将来的にはそういうところまで整備できるような場所、スペースであってほしいなというふうに希望しているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

そしたら、とりあえず研修センターの設備を、設立を急ぐということで考えてよろしいですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えをいたします。

まずは、この発想の基本でございます、要するに、製造技術の確立というものをしっかり押さえていかなければならないと思っておりますので、まずそのところをちゃんと踏まえて進めていきたいと思っておりますので、まずそのところからスタートしていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

なぜこういう質問をするかというのと、とにかく研修センターと資料館の併設、同時進行形という形で進んだ場合に、どうしても研修センターの設立がおくれるんじゃないかと危惧しておりましたので、こういう質問をしたわけですけど、以前から嬉野を産地視察、また観光に全国から来られた場合、嬉野茶に関する歴史、資料、文化などを展示紹介するような施設が少ないということで、この資料館の建設ということも大変、嬉野茶の情報発信、また観光資源として有意義なことだと考えます。ただ、資料館の併設というと、研修センターと違って、いろいろ時間的にかかるんじゃないかと、そういうことを心配してこの質問をした

わけですけど、その辺どうですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

同時にできたら、もう理想的なことをございますけれども、しかし、時間的な課題もありますので、議員御発言のような形で、まずはお茶の生産者の方が本当に集いやすく、そして技術的には学ぶことができ、そして、そこから嬉野茶の本当の技術力というものが育っていくと、そういう根本のところを整備されなければならないとっておりますので、時間的に、順番で言いますと、まずそこからスタートをしていただきたいと。また、私もそういうふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

前回、田中議員の質問のときが、研修センターは品評会茶対策としてぶれないような考え方を持っていくということも言われたものですから、とにかく一年でも早く、品評会茶は1年に1回しかつくることはできんもので、とにかく急いでいただきたいということで、この質問をさせていただきました。答弁は。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これはリーディング事業として取り上げておるところでございますので、それぞれのリーディング事業を推進するための委員会も立ち上がっているところでございますので、進捗状況等については、やはり報告もいたしますし、また議会でも当然審議をしていただくということになると思っております。

ただ、時間的にも余り余裕もないといいますが、できるだけ早くというふうに考えておりますので、議員御発言の趣旨に従って、私どもも努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

どうもありがとうございました。

続きまして、指定農道下宿内野線について質問させていただきます。

この農道につきましては、かねてより嬉野中学校、特に自転車通学生はほとんど100%、また、ほかの生徒たちも部活動や校外活動など、何らかの形で半数近くの生徒がこの農道を利用しておられるとのことであります。

内野側の農道を見ても、嬉野小学校へ通う内野、内野山方面の子供たちが利用しており、また一般の方々においても、近くにはみゆき公園などの施設が整っており、朝夕の散歩に利用されており、大変たくさんの方々がおられる道でもあります。大変交通安全上、危険な道と認識しておりますが、市長、教育長に改めて、この農道についてどのような御認識をしておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

御意見の農道につきましては、下宿地区は、下宿地区の圃場整備によりまして整備された農道でございます。圃場整備の完成によりまして、下宿地区の優良農地内の主要農道として利用されておるところでございます。

また、議員御発言のように、高速道路のインターや県道、また近くにほかの市道等もございまして、一般車両の通り抜けが多く見られるところでございます。また、嬉野中学校前の道路でございますので、中学生の利用は非常に多いということでございます。以前も農家の御意見がありまして、規制について検討いたしたところでございます。今後も中学校と協議をして、安全確保に努めてまいりたいと思っております。

また、現在、近くでは県道嬉野下宿塩田線の工事が始まっておりまして、いわゆる県道の一部開通などができますと、車両の通行につきましては緩和されると考えておるところでございます。



以前は、歩道整備についても、私どももぜひということでも考えたわけですが、いわゆる車両の通行等について、農作業の支障になるということがございまして、見送った経過もあるわけでございます。そういうことで、通学路の変更とかいうことも視野に入れて検討しなくてはならないのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

議員御質問の農道でございますが、嬉野中学校の生徒の約半数、250名程度が利用いたしておりまして、また嬉野小学校の児童では、内野、内野山地区の一部の児童が利用しているという状況でございます。

議員御承知のとおり、直線道路で全く遮るものがございませぬので、非常に車等もスピードを上げやすい、そういうふうな道路じゃないかというふうに思っております。また、生徒の中にも、県道とか国道と違いまして、農道ならば安心だというような意識もあるのではないかというふうに思っておりますので、その点につきましても、農道におきましても同レベルの危険性があるということをも十分認識させながら、指導しているという学校長の報告を受けております。

また、嬉野中学校の自転車置き場の横からおりてきて、この農道に交差するところがございまして、朝はそここのところまで教職員がおりてきまして、朝の登校指導をしているという報告を受けているところでございます。そういうことで、現在のところ、あそこの区間で児童・生徒の交通事故等は発生しておりませぬ。これからも十分、農道といえども危険性が高いということを認識して、自分の身は自分で守るということをも十分把握させながら、指導していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

ありがとうございました。

現在のところ、私も事故等、中学生が遭ったという話は聞いておらんわけですけども、とにかくあそこは幅員が狭くて、離合するときにはぎりぎりの状態ですね。特にこのごろ、コンバイン、農業機械も大型化してきまして、大変大きくなっております。そういった状態の中で、やっぱり私たちも十分確認して進んではおるんですけど、もしもということがあったら非常に困るもので、その拡幅ですか、あそこのり面の方をちょっと広げていただいて、少しでも拡幅してもらえればなと思っておるわけですけど、その辺どうですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前の経過は十分承知しておりまして、私といたしましても、できましたら市道に昇格させていただければという気持ちはございますけれども、やはり以前の議会でもそういう御意見もあったのではないかなと記憶しております。できましたら、市道昇格を御了承いただければ、いろんな整備もできるんじゃないかなと思っておりますが、やはり圃場整備でできた農道でございますので、これは農家の方の御意見もいろいろあられると思います。そういうことで、御意見は御意見として承りますけれども、農家の方は、やはり現在以上拡幅することについては、なかなか否定的な方もおられるんじゃないかなというふうに承知しておりますので、ちょっと今、ここでどうこうということのお答えはできない状況でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

私もこの農道に関しては、ちょっと認識しておるわけですけど、とにかく反対しておられる方もいらっしゃいます。ただ、地元総意ではないわけですね。努力していけば何とかなるんじゃないかと思っております。地元の同意が得られれば、拡幅も考えてよいとお考えかどうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、もう県道の工事が始まっておりまして、状況は少し変わってくると思いますが、地元の方の御了解をいただければ、まず以前ございました歩道設置をぜひさせていただければなというふうに思っておるところでございます。そうした場合は、子供たちの通学についても、幾分安全面が確保できるのではないかなと思っておるところでございます。例えば、路肩を少し工夫しまして、ここに歩道を設置していいというような許可をいただければ、そういう工事は方法を研究して取り組めるのではないかなと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

はい、わかりました。

関連として質問させていただきますけど、この農道とみゆき通りが交差する地点ですね。あそこでここ何年か、大変大きな接触事故、追突事故が起きております。その辺で、何か警察の方と御協議なされたことがあるかどうかですね、お聞きしたいと思うんですけど。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私が承知しておりますことでは、内野側から来られた車が県道で接触をされた。そして、街路樹がなぎ倒されて、補修されたということは知っておりますけど、交通安全施設の設置等について、県と協議をしたかということについては、ちょっと記憶はありませんので、恐らくあっていないのではないかなと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

あそこのみゆき通りと農道が交差する地点は、ここ数年、大変大きな交通事故が頻発して

おります。もし中学生の登下校時に事故が発生し、生徒が巻き添えにならないかと危惧しております。実際、事故を起こした車が街路樹や縁石にぶつかってとまるといったようなことが起きておりますので、それで、あそこの街路樹ですね。あれがもう大体何年ぐらいになりますかね、植栽されてから。あれは結構幹回りが大きくなっているね。とにかくあそこは見通しがよい交差点ですけど、交差点内に入る前、大分手前の段階では視認が結構できるわけですけど、交差点内に近づくにつれて、やっぱり街路樹が重なってきて視認がしにくいと、それも一因にあるっちなかなかなと思っておるんですけど、どうですか、その辺。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

県道部分の街路樹につきましては、以前から、まず一つは街灯ですね。それから、道路標識等が見にくいということで御意見がありましたので、以前、市の方から県の方に申し入れをして、いわゆる今、年に何回かは定期的に整備をしていただいているというふうに思っております。

きょう御意見をいただきましたので、そのことも踏まえてお伝えをして、善処方をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

年に何回か剪定作業をしておられるわけですけど、街路灯も効果が少ないわけですね、葉が茂っているときはですね。ですから、間引きとか、植栽の間隔を広げるとか、そういう抜本的な対策がでんかなかなと思っておるんですけど、その辺どうですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

具体的にどういうふうなことがとれるかわかりませんが、一応御意見はお伝えを

していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

とにかくみゆき通り、そして交差点、農道の下宿内野線、大変危険性の高い道路だと私は認識しております。今後、何らかの安全対策を考えていってもらうようお願いしたいと思っておりますけど。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

市街地火災における消防水利についてということで、もし火災が発生した場合は、早期発見と初期消火ということが消火活動の鉄則ではありますが、もし悪い条件が重なった場合、延焼を阻止するということが大事になってきます。もし住宅密集地で発生した場合、大量の水を必要とすることになります。そうしたときに、塩田川から直接取水利用できる場所がどれくらいあるのか、またどのようなことが考えられるのか、まずは塩田の伝建地区の消火計画についてお伺いします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

消防水利についてというお尋ねでございます。

塩田川につきましては、大規模火災の発生につきましては、水利として利用いたすようにしておるところでございます。ことし、塩田地区で火災が発生をしたわけでございますが、その際にも水利として利用いたしたところでございます。

塩田川には堰が設置してございますので、堰の上流の利用ということにつきましては、利用できるというふうに思っております。また、深み等についても利用できるのではないかなということで考えておるところでございます。しかしながら、近年、護岸工事等が進んでおりまして、以前より河川敷地内への立ち入りということが非常にできにくくなっているというところもございます。しかしながら、貴重な水利として、今後も利用できればというふうに考えておるところでございます。

また、伝建地区につきましては、今議会でもお尋ねの際にお答えしましたけれども、初期消火等につきましては消火栓等を使うわけでございますが、その後の消火等につきましては、この塩田川本流からの利用ということも当然考えていかなければならないというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

伝建地区内での消火体制については、さきの6番議員の方の質問により、初期消火に対しては消火栓及び浦田川の相互利用ということを言っておられました。資料にしてもらったんですけど、消防水利の地図を見ますと、消火栓の数とか防火水槽の数が大変少ないように思えるんですが、市長はどう判断されますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これは前々回の議会でも議論があったと思いますけれども、やはり塩田地区の消防水利ということにつきましては、歴史的には整備が進んできたというふうに思っております。ただ、消火栓方式というのは進んでいったように考えているところでございますが、やはり伝建地区につきましては、大規模になりますと、まずは浦田川からの取水ということで検討して、そのような施設整備が行われておりますので、まずそこで第一義的には消火活動が行われるというふうに考えているところでございます。

そして、先ほど申し上げましたように、必要であれば、塩田川の本流からの取水ということになっていくのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

そうですね。私もこの地図を見ますと、浦田川というのが一番消火について大事な役

割を担っていくんじゃないかと思っておるわけですけど、現在の浦田川の状態を見ておりますと、汚泥が大分たまった状態になっている状態で、このしゅんせつとかなんとかの計画はしておられるのかどうか、お聞きしたいんですけど。

議長（山口 要君）

本庁建設課長。

建設課長（本庁）（松尾龍則君）

お答えいたします。

浦田川のしゅんせつにつきましては、毎年は行われていないというふうに記憶をしておりますが、県の土木事務所におきましては、計画的に2年か3年に1回はしゅんせつを行っていたように記憶いたしております。ということでございますので、汚泥といいますか、それにつきましては、しゅんせつはできているものと判断いたします。

以上です。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

浦田川を使うときに、大分汚泥が、私が見た場合、堆積しているように見えるわけですよ。緊急に使用する場合、ポンプの吸管からの泥水の流入等がその故障の原因ですね。それと、あの堆積の量を見ても結構あるようで、水量が浦田川がどのくらいあるのか。また、浦田川に流入する水ですね。用水路ですけど、その辺の整備がどうなっているのか、そこら辺をお聞きしたいと思いますが。

議長（山口 要君）

本庁建設課長。

建設課長（本庁）（松尾龍則君）

お答えいたします。

浦田川に流れ込む水量といたしましては、雨水、雨が降った場合はかなり流れ込みはしますけれども、雨が降らない時期なんかは生活雑排水、それと一部農業用水の排出水といいますか、それくらいで、水量的にはかなり少ないんじゃないかと。どれくらい流れるということとは観測はいたしておりませんが、ふだんは少ないというふうに理解をいたしております。

以上です。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

やっぱりふだん少ないとなると、緊急時になったときに、いざというときに困るわけでありまして、その辺水路の整備ですね。この前、ほかの議員の方から、これは水防という関係で質問がなされておったと思いますけど、ここに流入する、これは花立水路ですかね。この整備を水防と防火、両面兼ね備えたような意味合いで整備してもらいたいと思いますけど、その辺どう考えますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先日、水路整備の際にもお答え申し上げましたけど、まだ可能性を探っていかなければならないという段階だろうというふうに思っております。浦田川の現在の状況につきましては、以前の塩田町の先人の方々が苦勞してあのような整備をしておられるわけでございますので、最善の策をとっておられるんじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、今、課長答えましたように、流入量としては余り多くないわけでございますので、そういう点が本当に大規模な火災のときに耐え得るかどうかということにつきましては、もう一度検証しなくてはならないと思っております。

そういうことで、先ほどから申し上げておりますように、やはり連携によりまして、塩田川本流からの取水ということもスムーズにできるようになっておかなくちゃならないというふうに考えております。

先ほどからお尋ねの花立水路との関連につきましては、かんがい用水と、それからいわゆる大水のときの洪水調節のための排水ということが、基本的にどのような形で整合性をとっておられるのか、もう少し調査をしてからしなくてはならないと思っておりますので、そういう点を含めて、地域全体の検討をということでお答えをしたところでございます。

そういうことで、浦田川の、いわゆる水量確保のために真っすぐつなぐということが出来るかどうかですね。これはもう歴史的な課題もあると思っておりますので、慎重に検討してまいりたいと思っております。



以上でございます。

議長（山口 要君）

大島議員。

2番（大島恒典君）

やはりこの浦田川というのが、一番塩田伝建地区の防火体制には必要と思いますので、よろしく願いしておきます。

どうしてこの質問を考えたかといいますと、6番議員の方からも伝建地区の防火体制について質問されておりました。7月に、うきは市吉井町の伝建地区を視察してきたわけですが、この吉井町は筑後川沿いにありまして、伝建に指定されている地区内には河川や水路が縦横に流れ、またその水量も豊かでありました。そういったことで、もしもの火災の場合にも、水利という点では十分ではないかと考えておりましたところ、市の担当の方から説明を受けたとき、平成14年、15年で市の防災計画を立て、平成16年には伝建地区防災事業で100トンの防火水槽を1基、17年度には2基を整備したという話を聞き、防火体制に並々ならぬ思いを持っておられると感じました。

伝建に指定された塩田津、またリーディング事業において建設される古湯温泉も、どれも貴重な市の財源を投入して建設、または整備されてきたところ、またこれからもしていかなければならない地域であります。それに、年間多数の観光客が宿泊される観光地でもありますので、今後、2年間で防災計画を立てられるとのことですので、安全・安心のまちをアピールするためにも、しっかりした防災計画を立てられることをお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（山口 要君）

これで大島恒典議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。大変お疲れさまでございました。また、傍聴者の皆さん方も大変お疲れさまでございました。

本日はこれで散会をいたします。

午後2時35分 散会